

一つ一つの想いに寄り添う

UEROKU

地球由来で つなぐ



想い

つなぐ

価値

つなぐ

未来

つなぐ

技術

つなぐ

上六印刷株式会社

SUSTAINABILITY REPORT 2024

Contents

1. 上六印刷株式会社 サステナビリティレポートについて	1	3-5 環境対応開発	17
1-1 対象組織	1	1) Uボード	17
1-2 対象期間	1	2) 非木材紙	18
1-3 発行期間	1	3) 混抄紙	18
1-4 参考にしたガイドライン	1	4) 脱プラスチック	18
1-5 お問合せ先	1	5) シルキーモールド	19
		6) 環境配慮型用紙調達の状況	19
2. 上六印刷のサステナビリティ	2	3-6 廃棄物への取り組み	20
2-1 サステナビリティ方針	2	3-7 水セキュリティ	20
1) サステナビリティの位置付け	2	1) 立地と背景	20
2) 上六印刷株式会社 サステナビリティ方針	2	2) 水の使用と排出	20
2-2 マテリアリティ	3	3) 水質分析	20
1) 課題のリストアップ	3	3-8 マテリアリティ「環境」への取り組みのまとめ	21
2) 課題の抽出と重要度評価	4		
3) マテリアリティの特定	4	4. 社会・事業継続	22
4) マテリアリティと対応するSDGs	5	4-1 雇用	22
2-3 サステナビリティ推進体制	6	4-2 労働安全衛生	22
2-4 第三者認証および情報開示	7	4-3 作業環境のリスクアセスメント	24
1) ISO9001 (品質マネジメントシステム)	7	4-4 働きやすい職場	25
2) ISO14001 (環境マネジメントシステム)	8	1) 3S委員会	25
3) FSC CoC	9	2) 働き方改革・福利厚生	26
4) Sedex	10	4-5 研修・教育	27
5) CDP	10	4-6 ダイバーシティ	29
6) EcoVadis	10	4-7 地域コミュニティ	30
		4-8 マテリアリティ「社会・事業継続」への 取り組みのまとめ	32
3. 環境	11	5. 持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題への アセスメント	33
3-1 環境基本理念・環境方針	11	5-1 サプライヤー評価結果	33
3-2 環境マネジメントシステム	11	1) 購買・外注管理規定に基づく評価	33
1) 適用範囲	11	2) FSCの森林認証方針と中核的労働要求 事項に関する2023年度外部委託先の 適合性管理についてのリスク評価	33
2) 推進体制、組織の役割、責任および権限	12	5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・ 割合	34
3) 環境目標とマネジメントプログラム	12	5-3 サプライヤーとのコミュニケーション	35
4) 達成のための取り組み	12	5-4 マテリアリティ「持続可能な資材調達・ サプライヤーの社会問題へのアセスメント」 への取り組みのまとめ	35
3-3 事業活動における環境影響	13		
1) CO ₂ 排出量を取り巻く環境	13	6. 倫理・コンプライアンス	36
2) CO ₂ 排出量の実績	13	6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	36
3) 太陽光発電	14	6-2 マテリアリティ「倫理・コンプライアンス」 への取り組みのまとめ	36
4) CO ₂ 排出量の現状まとめ	15		
3-4 GHG (CO ₂) 排出量削減の取り組み	15	7. GRIスタンダード対照表	37 ~ 48
1) Scope 別削減目標	15		
① Scope 1, 2	15		
② Scope 3	15		
2) Scope 3 削減の具体的な取り組み	16		
① カテゴリー 1 (購入した原材料・ サービス)	16		
② カテゴリー 2 (資本財)	16		
③ カテゴリー 4 (輸送・配送)	16		
④ カテゴリー 5 (事業から出る廃棄物)	16		
⑤ カテゴリー 7 (従業員の通勤)	16		
3) 削減に向けた推進体制	16		

1. 上六印刷株式会社 サステナビリティレポートについて

上六印刷株式会社は、「地球由来」をキーワードに掲げ、「想い」「価値」「未来」「技術」をつなぐため、当社の ESG をはじめとする事業活動の情報をステークホルダーの皆様にお伝えすることを目的としたレポートをまとめました。この「上六印刷株式会社サステナビリティレポート 2024」は、社会のサステナビリティ（持続可能性）への貢献に向けた当社の様々な取り組みを、詳細なデータと共に記載しています。

1-1 対象組織

上六印刷株式会社本社を基本とし、関連事業所も本レポートの対象組織としています。

会社商号	上六印刷株式会社
本社所在地	〒630-0101 奈良県生駒市高山町 8916-15
電話番号（代表）	0743-71-3039
代表者	代表取締役社長 三島基司
資本金	5,980 万円
事業内容	化粧品、医薬品、食品のパッケージ製造およびアッセンブリー作業
関連事業所	東大阪工場、東京営業所、大阪営業所、神奈川物流、交野物流

1-2 対象期間

「上六印刷株式会社サステナビリティレポート 2024」の対象期間は、2023 年度（2023 年 2 月 1 日～2024 年 1 月 31 日）です。本レポートはサステナビリティの情報を取りまとめた初回のため、過年度の報告も含まれます。また、目標値や一部データについては 2024 年度（2024 年 2 月 1 日以降）の情報も含まれます。

1-3 発行期間

発行日	2024 年 8 月 8 日
次回発行予定	2025 年 7 月

1-4 参考にしたガイドライン

本レポートは、GRI「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」を参考にしています。巻末に GRI 項目と本レポートが関連する項目の一覧を記載しています。

1-5 お問い合わせ先

本レポートに関するお問い合わせ先	上六印刷株式会社 経営管理部 CSR 課
住所	〒630-0101 奈良県生駒市高山町 8916-15
電話番号	0743-71-3016

2. 上六印刷のサステナビリティ

2-1 サステナビリティ方針

1) サステナビリティの位置付け

当社は、2008年の現社長就任時に、企業理念、ビジョン、社長方針と行動規範を掲げました。当時はまだ現在ほど環境や倫理といった概念や言葉が世の中で強く取り上げられる前でしたが、企業としての存在意義や将来像として、社長方針や行動規範にはこれらのキーワードは既に記されていました。

企業理念

上六印刷は、「お客様とともに」をモットーに、感謝する心（謙虚な姿勢）で常に質の高いサービスを提供し続けてまいります。我々が定義する企業理念とは、企業として最も大切な考え方や価値観で、企業としての存在意義や向かうべき目標を指しています。

ビジョン

高いお客様満足に繋がる企業活動に徹し、信頼ある上六ブランドの価値を創造し続け、高級パッケージ印刷業界における真のリーディングカンパニーを目指します。我々が定義するビジョンとは、将来のあるべき姿を描いたものを指しています。

しかし時代が変わり、グローバル社会において無尽蔵にCO₂を排出することや従業員の人権を尊重しないことが、直接企業にダメージを与えて持続的成長を妨げるリスクであることが顕在化してきました。

当社では、環境において2019年・2024年に環境方針を見直し、カーボンニュートラル社会の実現を標榜しました。

さらに2024年、新たにサステナビリティ方針を打ち出し、Environment（環境）だけでなく持続的な成長のためにSocial（社会・経済）やGovernance（ガバナンス）の課題に真っすぐに向き合うことを表明し、国際人権章典、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 基本条約、国連グローバル・コンパクト10原則、先住民族の権利に関する国際連合宣言、ISO26000（社会的責任に関する手引）、ビジネスと人権に関する国連指導原則を準拠した社内の取り組み方針として「上六印刷株式会社 行動基準」をはじめ、関係する規定として「上六印刷株式会社 人権尊重規定」「上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規定」「上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定」を制定しました。

2) 上六印刷株式会社 サステナビリティ方針

企業理念、ビジョン、社長方針、行動規範の下、以下をサステナビリティ方針とする。

そして、

「地球由来で未来へつなぐ絶対的信用
＝ 安心を伴った質の高い循環型社会のリーディングカンパニー」
を目指す。

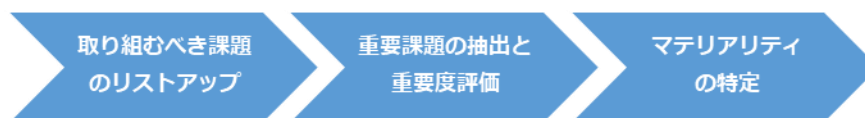
- 環境への配慮として2030年までにCO₂排出量を30%削減する事を努力目標とする。
- 法令に則った社の運営を行い、従業員を守り、育て、社内外のニーズに見合う人材を見出し、そのような人材が継続的に生まれる組織を目指す。
- 様々な調達リスクの最小化を念頭に、各資材サプライヤー、及び協力会社との関係性を維持し、幅広い視野で新しい調達手法も検討し、総合的な調達の安定性を図る。
- 上記を継続すべく、社の規定や基準を守り、経営者、管理職、従業員がそれらに則って行動する体制づくり、社風を構築する。

2024年8月8日
上六印刷株式会社
代表取締役社長
三島 基司

2-2 マテリアリティ

当社は、持続可能な経営を通じてサステナブルな社会実現に貢献するため、優先的に取り組むべき課題をマテリアリティとして特定し、その評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を定めて進捗を確認し継続的な活動につなげます。

マテリアリティの特定プロセスは次のとおりです。



1) 課題のリストアップ

当社のサステナビリティにおける課題は、当社の企業理念・ビジョン・社長方針・行動規範、GRIスタンダード、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を軸に、情報開示や評価機関である Sedex、CDP、EcoVadis をはじめ、お客様や第三者機関による各種 ESG 調査や情報開示における要請事項を考慮し、社内外のステークホルダーのニーズおよび期待を視野に入れ、次の様にリストアップしました。

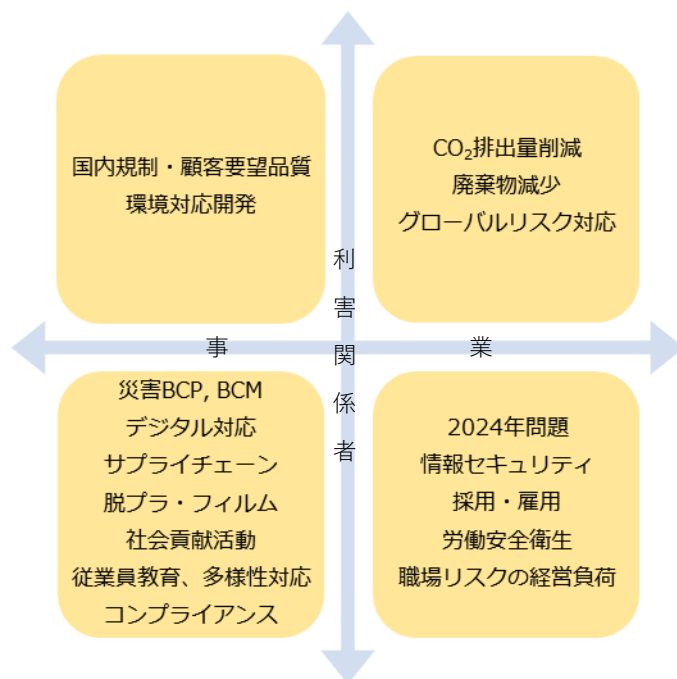
社外のステークホルダー		
顧客（顧客目線）	QCDS+E（品質、環境、安全対応の製品・サービスの提供）	Quality（品質）、Cost（コスト）、Delivery（デリバリー）、Service（サービス）、Environment（環境）
	事業継続	事業継続への取組、緊急事態対応
	持続可能な資材調達（エンゲージメント）	グローバルにおける地政学的バランスの変化への対応、原材料・仕掛品の安定供給、ISO や FSC 等の規格認証・監査対応、CSR・ESG 調達
	コンプライアンス	コンプライアンスの高まりとそれに対応する組織および従業員への教育、情報セキュリティ
行政機関	コンプライアンス	法令・規制の遵守、適切な申請・報告
金融機関	融資	良好な経営状況
地域社会・近隣住民	コンプライアンスと社会的影響	地域協定の遵守、地域や近隣住民への安全・安心な事業活動の展開と信頼関係の構築、苦情発生時の真摯な対応
納入業者	持続可能な資材調達	安定した受注、関係の継続、情報の共有、適正な価格、適正な納期
協力会社	持続可能な資材調達	安定した受注、関係の継続、情報の共有、適正な価格、適正な納期
業界団体・メディア	社会的影響	業界団体への貢献、報道や SNS などの影響
社内のステークホルダー		
経営者層	事業継続	企業価値の維持、事業の継続、持続的な収益性、適切な利益、顧客をはじめとした利害関係者との信頼関係の構築・維持、緊急事態対応
	事業拡大	経営方針および戦略展開と組織の強みを生かした市場の拡大・新規開拓
	コンプライアンス	コンプライアンスの高まりと、それに対応する組織および従業員への教育、情報セキュリティ
	QCDS+E	Quality（品質）、Cost（コスト）、Delivery（デリバリー）、Service（サービス）、Environment（環境）
	持続可能な資材調達	グローバルにおける地政学的バランスの変化への対応、原材料の安定供給、CSR・ESG 調達
管理者層	業務改善	業務プロセスとサステナビリティへの取り組みの一体化、業務改革・改善への取り組み
	人材確保	人材の確保（Hiring）
	人材育成	人材の育成（Planning）
	従業員教育	従業員（社員・パート・派遣社員・下請負先従業員）への教育（Execution）
社員・パート・派遣社員	雇用	雇用の安定
	賃金	生活賃金
	働きやすい職場（働きがいのある職場）	良好な職場環境
	情報の共有	コミュニケーション

2) 課題の抽出と重要度評価

リストアップした課題について、社内各部門長へのヒアリングやディスカッションを通して、各部門の現状や展望を把握し、当社の事業と関連性の高い課題を絞り込み、優先的に取り組むべき重要度を評価しました。評価では、社会全体の課題・会社の課題・社内の課題について分類し、類似課題を統合して絞り込みをおこないました。

3) マテリアリティの特定

抽出した課題の統合に絞り込み、結果を自社事業と利害関係者の2軸でマップ分布し、優先的に取り組むべき重要事項（マテリアリティ）を特定しました。



社会・事業継続

- 企業価値の維持・事業の継続
- 持続的な収益性・適切な利益
- 顧客をはじめとした利害関係者との信頼関係の構築・維持
- 事業継続への対応・信頼関係の構築
- 緊急事態対応

倫理・コンプライアンス

- コンプライアンスの高まりと、それに対応する組織および従業員への教育
- 情報セキュリティ

環境

- 環境への取り組み

持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント

- 原材料の安定供給
- CSR・ESG 調達

当社のサステナビリティへの取り組みの意思決定機関である経営会議において、これらの課題の評価プロセスおよび分析結果の妥当性を検証し、優先的に取り組むべきマテリアリティを承認しました。このマテリアリティの特定プロセスは必要に応じて見直しが行われ、課題設定と計画の妥当性を担保します。

4) マテリアリティと対応する SDGs

特定したそれぞれのマテリアリティが SDGs の 17 の目標のどれに該当するかを一覧にまとめました。当社の事業活動における直接的・間接的な関係先、さらにサプライチェーンの先まで考慮すると、多くの目標が関係します。

当社の活動は SDGs の 17 の目標全てが関係しています。

マテリアリティ	対応する SDGs
<p>社会・事業継続</p> <p>企業価値の維持、事業の継続</p> <p>持続的な収益性、適切な利益</p> <p>顧客をはじめとした利害関係者との信頼関係の構築・維持</p> <p>事業継続への対応、信頼関係の構築</p> <p>緊急事態対応</p>	
<p>倫理・コンプライアンス</p> <p>コンプライアンスの高まりと、それに対応する組織および従業員への教育</p> <p>情報セキュリティ</p>	
<p>環境</p> <p>環境への取り組み</p>	
<p>持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント</p> <p>原材料の安定供給</p> <p>CSR・ESG 調達</p>	

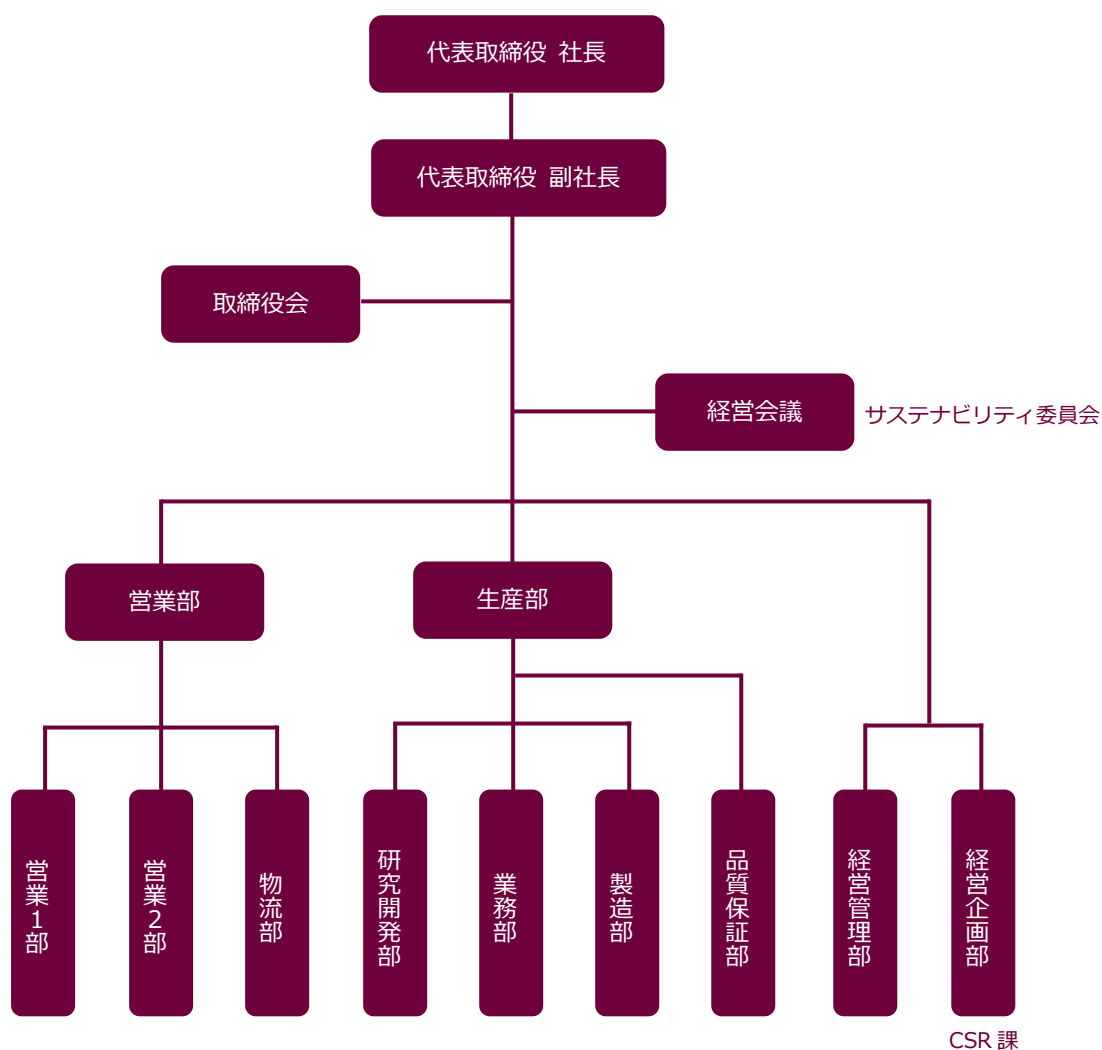
2-3 サステナビリティ推進体制

当社のサステナビリティ推進体制であるサステナビリティ委員会の機能は経営会議が担っています。推進体制のトップである代表取締役社長の下、下図の組織体制を構築しています。

経営会議における、サステナビリティ推進に関する事務局長としての役割は経営企画部長が担い、サステナビリティに関する社内各種情報の取りまとめは経営企画部 CSR 課が担っています。

マテリアリティの設定およびそれらに対する評価指標である KPI、サステナビリティレポートの内容といった、サステナビリティに関する方針や進捗状況、総括は四半期毎の経営会議の議題となり、承認の後に取締役会で決議されます。

サステナビリティ推進体制



2-4 第三者認証および情報開示

当社はマネジメントシステムの認証として ISO9001、ISO14001 および FSC CoC を取得し維持してまいりました。さらに近年、ステークホルダーからの ESG や CSR に関するニーズの高まりを受け、第三者機関への情報開示として Sedex、CDP および EcoVadis に加入しております。また、年間を通してお客様からのアンケートや実施監査のご要望にもお応えしています。

1) ISO9001（品質マネジメントシステム）



品質マネジメントシステムである ISO9001 : 2015 の認証を本社工場で取得しています。

品質マネジメントシステムは、当社が生産する全ての紙函、プラスチックケース、ラベルおよび能書等の製品の製造に関する業務に適用しており、2000年9月の新規認証取得以降、お客様のニーズや法令・規制要求事項を満たした製品を提供し、お客様満足の上を目指するために継続した取り組みを行っています。

The image shows a detailed ISO 9001 Management System Registration Certificate. At the top, it features the text "ISO 9001 マネジメントシステム登録証" (ISO 9001 Management System Registration Certificate) with a globe graphic. Below this, the registration number "登録証番号 : JQA-QM5301" is listed. The registrant is identified as "登録事業者 : 上六印刷株式会社 奈良本社" (Registrant: Joichiro Printing Co., Ltd. Nara Head Office) with the address "奈良県生駒市高山町8916-15". The certificate is issued by the "一般財団法人 日本品質保証機構" (Japan Quality Assurance Organization), with the president's name "小林 憲明" (Kobayashi Kenaki) and a red seal. It specifies the standards "ISO 9001 : 2015 / JIS Q 9001 : 2015" and lists the registration date (2000.09.22), update date (2022.09.01), and validity period (2025.08.31). The certificate also includes logos for JQA, IAF, JAB, and UKAS, and a note at the bottom: "本証には付属書がありますので、合わせてご覧ください。" (This certificate has attachments, please refer to them together.)

2) ISO14001 (環境マネジメントシステム)



環境マネジメントシステムである ISO14001 : 2015 の認証を本社工場で取得しています。

環境マネジメントシステムは、当社の製品である紙函、プラスチックケース、ラベルおよび能書等の生産に関連する活動全般に適用しており、2002年12月の新規認証所得以降、ライフサイクルの視点を通して地球環境の保全保護に貢献すると共に、ステークホルダーからの評価と社会的信用を得るために継続した取り組みを行っています。



ISO 14001

マネジメントシステム登録証






登録証番号 : JQA-EM2851

登録事業者 :
上六印刷株式会社
 奈良本社
 奈良県生駒市高山町8916-15

当機構は、上記事業者の環境マネジメントシステムを審査した結果、付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します。

ISO 14001 :2015 / JIS Q 14001 :2015

登録日 : 2002年 12月 13日
 登録更新日 : 2022年 9月 1日
 有効期限 : 2025年 8月 31日

本登録証の有効性は、当機構までお問い合わせの上、確認することができます。

一般財団法人 日本品質保証機構
 東京都千代田区神田須田町1-2-5
 理事長 小林 憲明



本証には付属書がありますので、合わせてご覧ください。




21.02 D7501177

3) FSC® CoC



責任ある森林管理
のマーク

持続性のある管理された森林から伐採された木材資源およびその他の管理された供給源からの木材資源が、流通過程で適切に管理されている事の認証である FSC CoC 認証を 2009 年 3 月に取得し、認証を維持しています。

認証範囲は、奈良本社・大阪営業所・東京営業所・東大阪工場・交野物流センターとなっており、FSC CoC 認証製品を取扱う協力会社に対しても、当社が構築する CoC 認証システムを遵守する業務委託覚書を締結し、適切に運用しています。



- FSC : Forest Stewardship Council® (森林管理協議会)
FSC は、環境団体・林業者・木材取引企業・先住民団体・地域林業組合・林産物認証機関等の代表者により 1993 年に成立された非営利・非政府の会員組織で、適切な森林管理の推進を図る事を目的としています。
- CoC 認証 : Chain of Custody
CoC 認証は、認証を受けた森林から伐採された木材およびその他の管理された供給源からの木材が、加工・流通工程で、管理を受けていない他の木材製品と混ざる事無く明確に区別した上で管理されていることを検証します。原則、生産・加工・流通の全ての段階で所有権が移転した企業が認証を取得し、これが末端までチェーンのように連なることから Chain of Custody (管理の連鎖) と呼ばれます。

4) Sedex



Sedex (Supplier Ethical Data Exchange) は、2001年にイギリスで設立された NPO 会員組織で、グローバルサプライチェーンにおける社会・環境面に配慮した責任あるビジネス慣行の推進を目指して活動しています。

当社は、Sedex に 2018 年 8 月にサプライヤー (B 会員) として加入し、Sedex が提供する電子プラットフォーム上で、Sedex アンケートへ回答すると共に、SMETA 監査 (Sedex Members Ethical Trade Audit) を受審しています。Sedex に加入してエシカルに関する取り組みと改善活動を促進し、アンケートの回答内容や監査結果のお客様との共有を通して評価をいただいています。

5) CDP



CDP (Carbon Disclosure Project) は、2000 年にイギリスで設立された国際 NGO で、投資家・企業・都市・国家・地域が、環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営し、持続可能な経済実現のために、環境報告とリスク管理をビジネス標準にし、持続可能な経済に向けた情報開示・洞察・行動を推進しています。

当社は CDP に 2015 年加入し、気候変動・森林・水セキュリティの分野でサプライチェーンの視点で情報開示を行っており、継続してスコアリングを受けています。当社の CDP スコアは、ご依頼のあるお客様に評価をいただいています。

● 当社の CDP スコア

年	回答済質問書	スコア
2023	Climate Change	C (supplier engagement: D-)
	Forests	C
	Water Security	C
2022	Climate Change	C (supplier engagement: D-)
	Forests	C
	Water Security	B-
2021	Climate Change	C (supplier engagement: D)
	Forests	C
2020	Climate Change	C (supplier engagement: D)
	Forests	C
2019	Climate Change	D
	Forests	C
2018	Climate Change	D
	Forests	C
2017	Supply Chain	非公開
2016	Supply Chain	非公開
2015	Supply Chain	非公開

6) EcoVadis

EcoVadis (エコバディス) は、2007 年に設立されたフランスに拠点を置く国際的なサステナビリティ評価会社で、企業の社会的責任 (CSR) における取り組みを「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な調達」の 4 テーマで評価しています。

当社は、EcoVadis に 2019 年 6 月加入し、4 テーマの情報開示を行い、継続してスコアリングを受け、スコアに応じたメダルが付与されています。当社の EcoVadis スコアは、EcoVadis 内でのお客様との共有を通して評価をいただいています。

● EcoVadis から付与されたメダル

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
シルバー	シルバー	シルバー	ブロンズ	ブロンズ

3. 環境

3-1 環境基本理念・環境方針

環境基本理念に基づき 5 年前に掲げた社長の環境方針について、2024 年 2 月 1 日からカーボンニュートラル社会実現に向けたグローバルな環境活動への取り組みを前面に謳い、特に第 2 項において温室効果ガス排出量削減の具体目標を定め、その定量的把握を目的にスコープ 1~3 までの排出量算定に取り掛かることを方針として掲げました。

環境基本理念

我が社は、地球規模で深刻化している気候変動への対応が生命を育むための重要課題であることを認識し、環境保全に努め、次世代を担う子孫たちの未来を守るため、環境への影響を考慮して行動することを基本と考える。

環境方針

カーボンニュートラル社会の実現に向けた企業責任を果たすため、グローバルで求められている環境活動に取り組む。

1. 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、技術的・経済的に可能な範囲で環境に関連する法令、規制に関する要求事項を厳守するとともに、全社的な環境目標および計画を定め、継続的な改善を図る。
2. 気候変動による生態系および人間社会に対する深刻な影響の拡大を抑止するため温室効果ガス排出量を、国際社会の指針を考慮して 2019 年度比で 2030 年 30%削減目標とする。
そのためにスコープ 1、2、3 において排出量算定を行い、製品のライフサイクルを通して、省エネルギー、省資源、持続可能な代替資源の利用、リサイクル活動を推進し、サプライチェーンに関わる環境負荷の軽減に努める。
3. 産業廃棄物や汚染物質の削減、有害物質の管理を徹底し、地域や社会をはじめ、多様なステークホルダーと連携、協力し、生物多様性および生態系の保護に努める。
4. 環境教育を通じて、全従業員へ周知徹底を図ると共に意識を向上させる。また、当社のお客様や協力会社と共に環境活動の継続的な推進を目指す。
5. この環境方針は、社外の要求に応じて開示する。

3-2 環境マネジメントシステム

1) 適用範囲

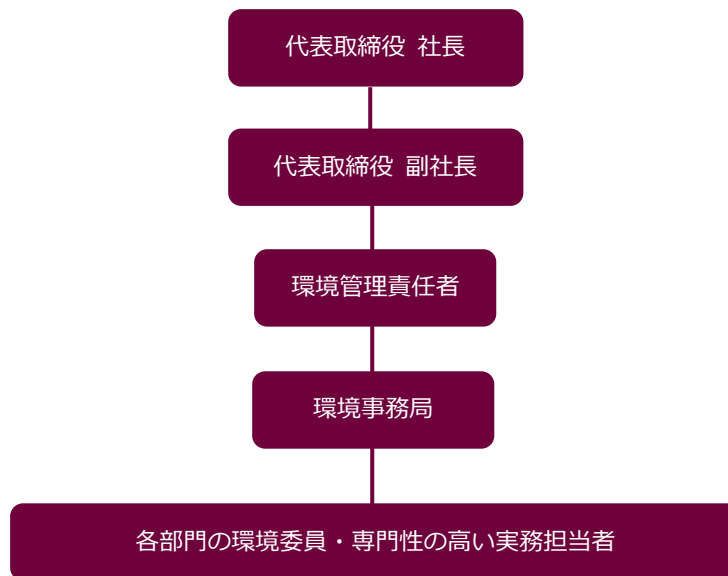
当社は環境方針を定め、この方針に沿った事業活動を行っています。この事業活動を通して、当社はライフサイクルの視点を通して地球環境の保全保護に貢献すると共に、利害関係者からの評価と社会的信用を得ています。そのために、当社は ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、運用しています。環境方針に沿った事業活動は当社全ての事業所に適用しますが、ISO14001 の認証は、上六印刷株式会社本社（所在地：奈良県生駒市高山町 8916-15）での取得となっています。

2) 推進体制、組織の役割、責任および権限

環境管理責任者は、組織の管理層の中から副社長によって任命され、環境マネジメントシステム運用上の責任者として環境事務局に指示し、環境方針の達成のために同システム内の関連する部門と連携し、システムの維持に必要な組織を確立し、円滑な運用にあたります。

環境委員は、各現場での環境活動を実践する実務者として、現場の長によって任命されています。

環境マネジメントシステム推進体制



3) 環境目標とマネジメントプログラム

当社は、環境マネジメントシステムに必要な、関連する機能、階層および各現場において、環境方針の実現にあたり、年度の「環境目標」を設定しています。そして環境目標を達成するため、環境管理責任者は環境事務局に指示し、各部門と協議して手段・スケジュール等を明確にした「環境マネジメントプログラム」を策定します。

環境目標は、年度末に現場毎での環境側面からの見直しをもとに次年度以降に対応が必要となる環境側面を洗い出した上で、適用される法令・規制要求事項への適合の保証等を加味して策定します。

4) 達成のための取り組み

各部門の環境マネジメントプログラムは、四半期終了の翌月に開催される拡大環境委員会において、環境委員が所属する現場マネージャー出席のもと、各環境委員から四半期のマネジメントプログラム進捗状況が報告され、環境管理責任者が取り組みを評価し、必要に応じて是正を行っています。

3-3 事業活動における環境影響

1) CO₂排出量を取り巻く環境

世界各国では、パリ協定を受けて温室効果ガス（Green House Gas）排出量削減による脱炭素社会実現の動きが加速しています。2021年秋、英国グラスゴーで開催のCOP26において、世界の平均気温上昇を産業革命前に対して1.5℃未満に抑える努力目標などが締結国間で合意されました。これを受けて、企業では2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス削減目標を設定し、適切な開示が求められています。また、2023年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合でも、1.5℃目標の達成や気候変動の影響に対して、G7各国がリーダーシップを取ることなどがコミットされました。

こうした状況を踏まえ、当社でも気候変動への対応を重要な経営課題の一つとして捉え、サステナビリティ方針において長期的に2050年カーボンニュートラルを見据えた中、中期的に2030年CO₂排出量を2019年対比で30%削減することを目標に掲げています。

この目標達成に向けた具体的な活動では、代表取締役社長をトップとするサステナビリティ推進体制のもと、環境関連のテーマに、社内全部門が係わりながら削減目標の達成を目指しています。

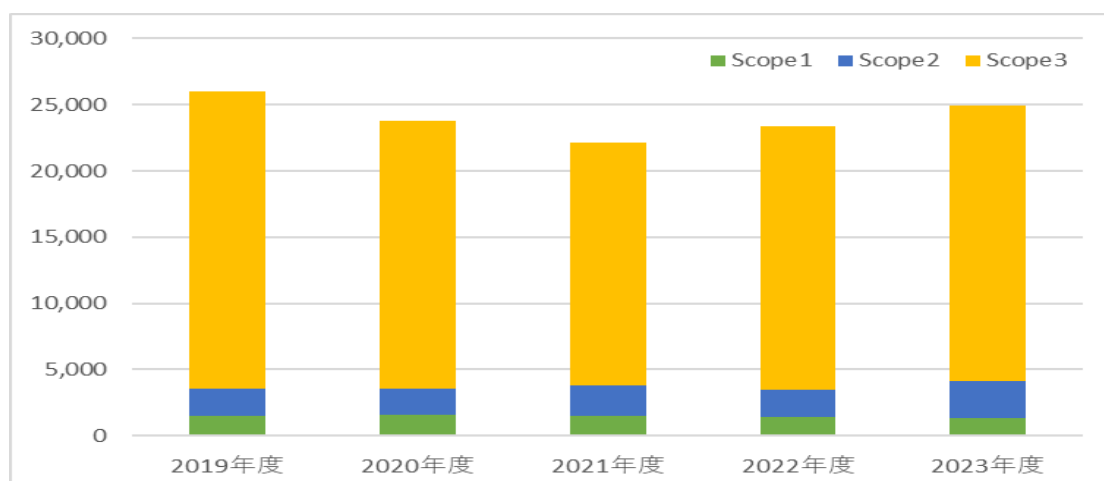
2) CO₂排出量の実績

自社の活動から直接排出されるガスやガソリンなどからのCO₂排出量（Scope 1）と、エネルギー購買先の活動において排出される電力などからのCO₂排出量（Scope 2）の実績合計を算定しました。

またサプライチェーン上流・下流からの間接的なCO₂排出量（Scope 3）についても、2023年度から新たに算定することとし、15のカテゴリーのうち、上流で7つ、下流で1つにおいて排出の該当が確認出来ました。

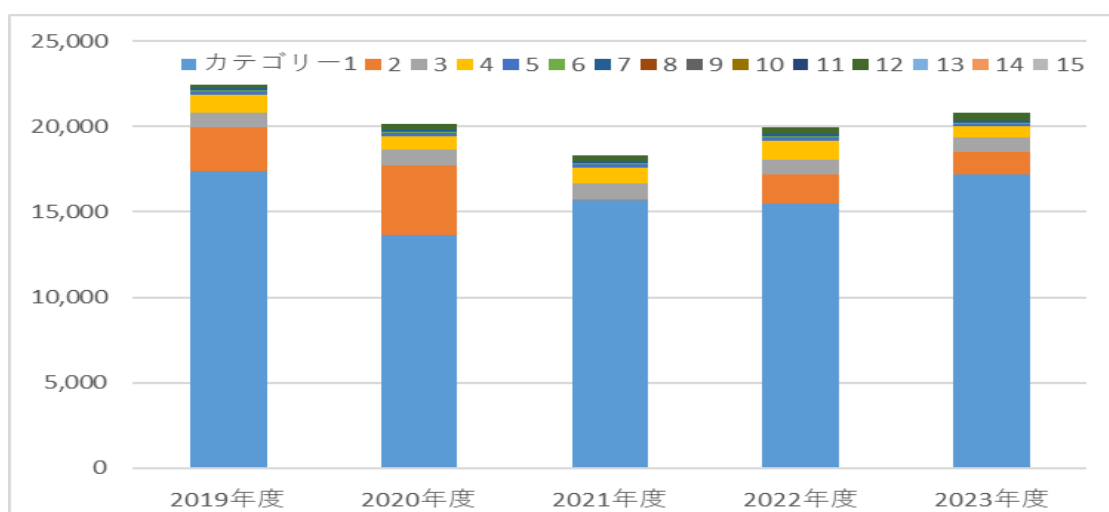
これら Scope 1, 2, 3 について、基準年を2019年として各年度の排出量を算定しました。

Scope1・Scope2・Scope3の排出量（排出量単位：t-CO₂）



エネルギー種別		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
Scope1	都市ガス・ガソリン等	1,513.0	1,599.0	1,454.1	1,427.9	1,359.3
Scope2	電力	2,019.1	1,983.0	2,308.5	1,993.1	2,798.1
Scope3	各カテゴリーの合計	22,452.0	20,164.5	18,337.2	19,928.9	20,796.1
Scope1, Scope2, Scope3の合計 (t-CO ₂)		25,984.1	23,746.5	22,099.8	23,349.9	24,953.5

Scope3の排出量内訳 (排出量単位：t-CO₂)



エネルギー種別		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
カテゴリ-1	購入した製品・サービス	17,425.0	13,672.7	15,672.4	15,483.1	17,191.2
カテゴリ-2	資本財	2,513.8	4,060.9	96.2	1,694.6	1,304.8
カテゴリ-3	スコープ1,2に含まれない燃料およびエネルギー活動	890.3	930.5	909.5	890.3	874.6
カテゴリ-4	輸送・配送(上流)	1,006.8	783.8	929.3	1,128.3	630.3
カテゴリ-5	事業から出る廃棄物	219.9	178	173.7	173.7	167.7
カテゴリ-6	出張	48.0	46.8	43.5	41.2	35.1
カテゴリ-7	通勤	161.7	155.1	147.2	138.4	140.3
カテゴリ-8	リース資産	0	0	0	0	0
カテゴリ-9	輸送・配送(下流)	0	0	0	0	0
カテゴリ-10	販売した製品の加工	0	0	0	0	0
カテゴリ-11	販売した製品の使用	0	0	0	0	0
カテゴリ-12	販売した製品の廃棄	186.5	336.7	365.1	379.4	452.1
カテゴリ-13	リース資産(下流)	0	0	0	0	0
カテゴリ-14	フランチャイズ	0	0	0	0	0
カテゴリ-15	投資	0	0	0	0	0
Scope3合計(t-CO ₂)		22,452.0	20,164.5	18,336.9	19,929.0	20,796.1

3) 太陽光発電

本社工場では太陽光発電システムを設置して再生可能エネルギーを活用しています。

太陽光発電システムの発電量推移

単位：電力量(kWh)

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
発電量	4,629.6	5,036.9	5,008.9	5,220.3	5,135.5

4) CO₂排出量の現状まとめ

当社は紙を使用したパッケージ類の印刷から製函までの生産に従事しており、印刷ではUVインキを硬化させるためのUVオフセット印刷機を多数所有しているため、UVランプの照射に多量の電気が使用されることで、Scope 2の比率が全体の9.6%を占めています。コロナ禍での実績からは、受注生産量減によるUVオフセット印刷機稼働低下に伴った使用電気量の減少も読み取れず、固定費的な発生と判断せざるを得ません。

また使用原材料のうち紙の購入が圧倒的に多く、2023年主要原材料金額構成比で見ても、紙の購入比率が75%以上を占めています。その影響で、Scope 3 カテゴリー1「購入した製品・サービス」からのCO₂排出量が多く、Scope 3内で82.7%、Scope全体でも72.4%を占めています。

同業他社様のScope 1, 2, 3構成比の公開情報からも、同じようにScope 1, 2に比べてScope 3、特にカテゴリー1の比率が圧倒的に高いことが示されており、当社のような紙器パッケージを扱う業種の構造的特徴が、このScope 1, 2, 3構成比分布からも明らかになっています。

3-4 GHG (CO₂) 排出量削減の取り組み

1) Scope 別削減目標

① Scope 1, 2

直接排出のScope 1は、当社では主に冷暖房エアコンに使用しているガスが対象であり、年毎の気温変動によってその使用量は増減し、企業活動としてコントロールは難しいと思われます。

電力供給業者から購入している電気は、火力などの発電時に発生するCO₂が間接排出量としてScope 2に算定されるため、節電などの活動に取り組み続けています。現在推進中の削減活動では、2020年より、経済産業省からの特定事業者におけるエネルギー使用削減目標（毎年原単位ベース（電気+ガス使用量を原油換算し生産量で割ったもの）で1%ずつ減らす）を受け、ISO14001（EMS：環境マネジメントシステム）の中で、年間環境目標に掲げるとともに、社内の職場ごとに展開しているマネジメントプログラムにて、事務所・製造現場・共有スペースにおけるこまめな消灯や機械稼働時の電源OFF、空調設定温度の厳格管理を通じて、日々の活動の中で節電活動に落とし込んでおり、引き続きこのマネジメントプログラムにて進捗管理していきます。

ただし、これらの活動で劇的にガスや電気使用量を削減することには限界があり、2025年からは電力供給業者からの再生可能エネルギー（化石燃料以外から発生させた電気）を購入することで、Scope 2のCO₂排出量実質削減を、経営上のインパクトを見据えながら検討していきます。

② Scope 3

昨今、企業が責任を負うCO₂排出の範囲は、上述Scope 1, 2の範囲にとどまらず、自社の生産サプライチェーンの前後（上流+下流）におけるCO₂排出量も加えた「全体」として管理しなければいけなくなりました。



「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(環境省)
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/assets/images/estimate/fig02.jpg) を加工して作成

3-3項で示したように、15項目あるScope 3のカテゴリーのうち、当社で管理可能なカテゴリーは限られており、かつ当社の企業努力で削減できるカテゴリーと難しいカテゴリーがあります。またカテゴリー毎の排出量には多寡があり、目標達成に向けて削減可能な、かつ削減効果の大きいカテゴリーに集中することが重要です。

2) Scope 3 削減の具体的な取り組み

前項の観点より、当社は以下を推進します。

① カテゴリー1（購入した原材料・サービス）

- 製紙メーカーの協力や努力により、紙の排出係数を低減していただき、総排出量を減らす（主管：業務部購買課）
- お客様からのご理解をいただきながら、紙の使用量を低減していただき、総排出量を減らす（主管：営業部）

② カテゴリー2（資本財）

- 新規設備購入や既存設備との入れ替えの際、カーボンオフセットが可能な設備を積極的に購入する（主管：生産部）

③ カテゴリー4（輸送・配送）

- 配送方法見直しによる輸送回数を低減する（主管：営業部・物流部）
- 配送トラックをガソリン・軽油自動車から電気自動車に替える（主管：物流部・経営管理部）

④ カテゴリー5（事業から出る廃棄物）

- 生産効率の向上によるロス・不良の削減（主管：生産部）
- 廃棄物回収方法見直しによる、廃棄物量の削減（主管：生産部）

⑤ カテゴリー7（従業員の通勤）

- 自家用車通勤の抑制（主管：経営管理部）
- 自転車や徒歩通勤の推奨（主管：経営管理部）
- 時差通勤による通勤手段選択肢の拡大（主管：経営管理部）

3) 削減に向けた推進体制

前項の具体的な取り組みに、現組織にて担当と思われる部署を記述しましたが、これらは **2-2 項 マテリアリティ**（重要課題）に対する行動とその評価指標（KPI）とリンクしており、事業や利害関係者への影響と重要度・優先順位を考慮しながら、進めていきます。

3-5 環境対応開発

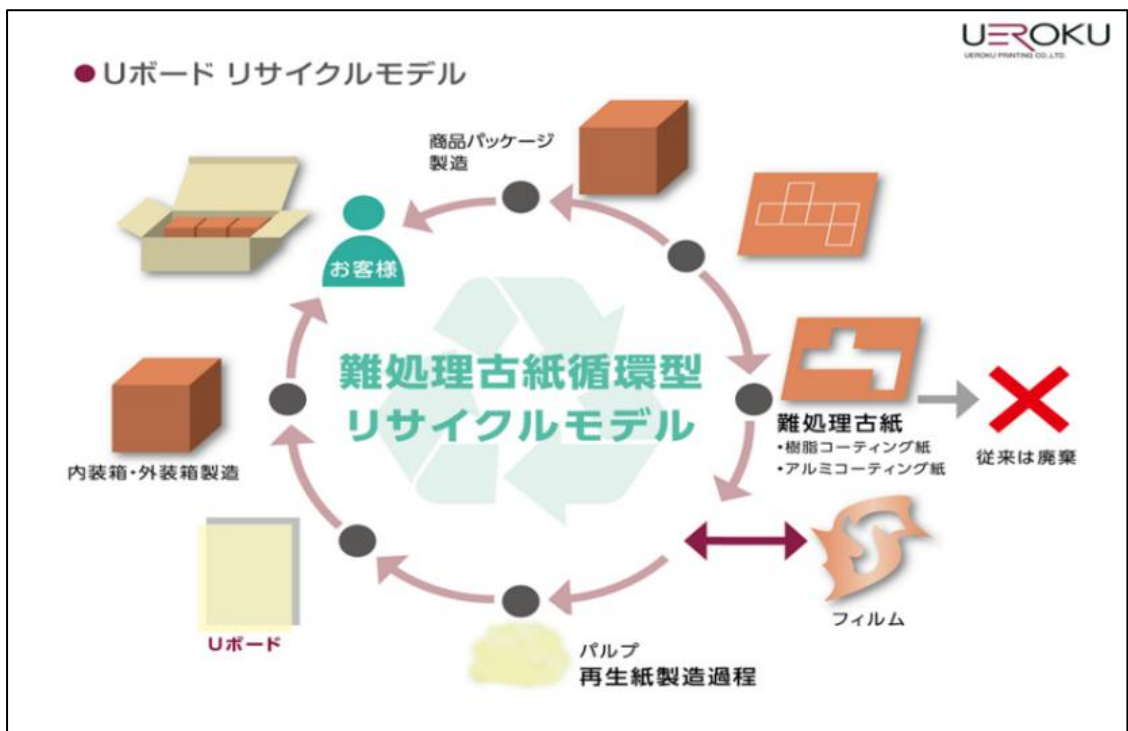
1) U ボード

当社では、2012年にスタートしたSDGsや、2015年に発効されたパリ協定より以前から、環境に配慮した企業活動を続けていました。

そのきっかけは、Uボードです。Uボードの原料である難処理古紙は、従来、紙器パッケージ製造工程中に発生するフィルムラミネート紙、アルミホイルラミネート紙等、損紙のリサイクルが困難であり産業廃棄物として処理されておりましたが、「Bリサイクル紙[※]」として回収し、製紙メーカーとタイアップして紙とそれ以外を分離し、紙側を「Aリサイクル紙[※]」とともにリサイクルしてその再生紙を化粧品の外函等に使用できる「難処理古紙循環型リサイクルモデル」を確立しました。

UボードのUは上六印刷のUで、2004年に日本印刷産業連合会奨励賞、さらに2007年には特許を取得しました。

[※]Aリサイクル紙・Bリサイクル紙は、当社におけるリサイクル紙の呼称



近年では、その外観が環境に配慮された紙であることが評価され、化粧品の1個函に採用されています。

また地球環境の保全という観点で、「脱木材パルプ」の紙の開発や「脱プラスチック」を実現する紙製3次元容器の開発にも取り組んでいます。

2) 非木材紙

非木材紙は、針葉樹および広葉樹以外の植物繊維を原料として作られています。非木材紙を利用することは、森林の過剰伐採を軽減することにつながります。

例えば、竹紙は国産竹 100%で出来た紙です。長年にわたり日本人の生活や文化に密着し使用されていた竹ですが、近年は竹材需要の減退などにより、管理が行き届かない竹林が目立つようになってきました。繁殖力が強く、成長スピードの早い竹林は森や里山に侵食していきます。成長が早い竹が密集して生えたと、自然の落葉樹ばかりか、植林された杉や檜(ひのき)などの針葉樹も成長を阻まれ植生は乱れてしまいますし、根が横に広がって深くは伸びないため、斜面が竹だらけになるとむしろ土砂災害の危険も増してしまいます。竹を伐採し、それを資源とし紙として活用することは、竹材管理や森林保全等の貢献にも繋がります。

竹紙を使用した製品



3) 混抄紙

混抄紙は、アーモンド・柑橘類・コーヒー・オリーブ・キウイなどの果実の加工過程で発生する副産物（搾りかすなど）、麦わら・草・綿・麻・サトウキビなどの省資源繊維や牧草など廃棄物を混ぜ込んで利用することによる循環型リサイクル用紙です。

例えば、米紙は賞味期限切れ備蓄米を混ぜ込んだ紙です。フードロスは年間で 634 万トン^{*}と言われ、自治体への配布やフードバンクで活用されていますが、最終的には廃棄による環境負荷につながってしまいますが、それらを資源とし紙として活用することは、フードロス削減にも繋がります。

^{*}環境省 HP (<http://www.env.go.jp/press/106665.html>)

米紙を使用した製品



4) 脱プラスチック

脱プラスチックが必要とされる理由の一つが、適切に処理されなかったプラスチックごみもたらす環境汚染（海洋汚染・土壌汚染・大気汚染など）の問題です。そもそもプラスチックは人工的な素材であり、自然界に存在する素材ではないため生分解性が低く、人間が焼却処分しない限りは自然環境中に長期間残存し続けてしまいます。そのため、例えば海に捨てられた場合、長い間漂い続けます。それどころか海水に含まれる汚染物質を吸収しながら、波や紫外線によってマイクロプラスチック（5mm 以下のプラスチック）となるため、より環境に大きなダメージを与えます。例えば、有害物質が付着したマイクロプラスチックを摂取した魚や動物を食べることによって、アトピーや不妊症などが引き起こされると言われています。私たちは 1 週間にクレジットカード 1 枚分のプラスチックを摂取しているというデータ^{*}もあります。

当社が扱っている紙器はあくまで 2 次元で、プラスチックによる 3 次元への置き替えは不可能でした。そこで、原料のパルプを水に溶かし、それを型で抄いて成形し、乾燥、プレス of 工程で製造することで、パルプ素材特有の風合いがある環境対応型の立体成形品の生産が可能になりました。これらを総じてパルプモールドと呼んでいます。緩衝材分野での需要が多いですが、近年ではドライパルプモールドの素材感を活かしたパッケージも増えています。

^{*}2019.6.12.WWF によるオーストラリア・ニューカッスル大学への委託調査をもとにした Dalberg の最新レポート『No Plastic in Nature: Assessing Plastic Ingestion from Nature to People』

5) シルキーモールド

シルキーモールド（ウェットパルプモールド）は、ドライパルプモールドよりも、シルキーで美しい表面感が特徴の立体成形品です。抄き上げ工程後、成形とプレスと乾燥の工程を一貫して行います。湿った状態でのプレスドライ製法により、ドライモールドよりも滑らかな表面感で、テーパ角度ゼロや、サイドカットによるフランジ無し加工も可能です。また、FSC 認証を取得しているため、環境への取り組みのアピールにも繋がります。



6) 環境配慮型用紙調達の状況

環境を配慮した循環型社会への取り組みとして、2009 年から認証を取得している FSC 認証紙の使用状況や再生紙の調達状況を把握しています。FSC CoC に係る業務委託覚書締結会社数は年々増加しています。

認証紙・再生紙の使用比率

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
用紙全体	100%	100%	100%	100%	100%
FSC 認証紙（重複あり）	N/A	N/A	49.48%	80.61%	89.77%
再生紙（重複あり）	40.89%	37.01%	31.61%	38.90%	43.58%

FSC CoC に係る業務委託覚書締結会社数

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
締結会社数	7	19	31	38	40
全サプライヤーに占める割合 (%)	13.21%	33.33%	51.67%	61.29%	61.54%

3-6 廃棄物への取り組み

本社工場では、製造時の廃棄物を極力リサイクルする取り組みを行っています。

用紙は再生用紙に、ストレッチフィルムは再生樹脂に、その他の樹脂（塩化物を含まない）はボイラー等熱源用の廃棄物固形燃料に、トムソン工程の木型は木質バイオマスエネルギーに、溶剤を含む廃液は蒸留により不要物を取り除いた再生製品、といった様に、全方位リサイクルを行っています。一部リサイクルが難しい廃棄物については、産業廃棄物として焼却・埋立処分を行っています。

各廃棄物について、生産量を考慮して月次・年次の廃棄量をモニタリングし、生産量に応じた廃棄量となっているかどうか監視しています。また、廃棄物のライフサイクルを考慮して、廃棄物中間業者、最終処分場への定期的な現地確認を行い、適切な処分がなされているかどうかを確認しています。

廃棄物の内訳

単位：kg

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
用紙回収（A・Bリサイクル）※	2,355,660	2,648,240	2,554,313	2,603,650
サーマルリサイクル	54,340	45,650	47,080	41,920
廃液タンク（湿し水）	162,250	216,130	214,340	201,060
特廃油	8,089	9,300	8,740	9,140
溶剤廃液（グラビア）	11,205	6,515	6,020	7,290
UV 廃インキ	N/A	2,340	5,400	5,400
木型	13,300	7,220	8,210	8,210
廃棄量（kg）	2,604,844	2,935,395	2,844,103	2,876,670
生産個数（千個）	185,756	206,099	223,752	250,836
廃棄量／生産個数（kg）	0.0140	0.0142	0.0127	0.0115

※紙器パッケージ製造工程中に発生するフィルムラミネート紙・アルミホイルラミネート紙等、損紙のリサイクル

3-7 水セキュリティ

1) 立地と背景

本社工場が立地する奈良県生駒市高山町の高山学研地区は、関西文化学術研究都市高山第一工区と呼ばれ、奈良先端科学技術大学院大学（NAIST）の研究所ゾーンを中心としたエリアとなっています。そして、近隣には環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」である自然豊かな環境が存在しています。そのため「生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針」が制定され、奈良先端科学技術大学院大学支援財団と、当社を含む近隣施設が連携し、高山学研地区の環境保全に努めています。

2) 水の使用と排出

本社工場では、「生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針」に従い、立地する淀川水系（本社工場の立地は淀川水域と大和川水域境界の淀川水域側）への影響を最小限に抑え、使用する水は全て上水道としています（雨水は一部を消防用水槽に貯留するのみ）。

また、本社工場のみならず、水を使用する各拠点についても 2022 年度から集計を開始しています。

本社工場では、製造用水としての水使用は限られており、製版工程・印刷工程・貼り工程の一部、他に空調関係に使用する水（次表：**汚水排出量の申告** 参照）といった間接的な使用に留まっています。

少しでも化学物質が含まれると考えられる排水は、全て廃液タンクに貯留し、専門業者による回収処理を行っています。製造用水以外では手洗いやトイレといった生活空間の使用に限られ、下水道を經由して浄水処理がなされます。

3) 水質分析

本社工場からの下水道放流水は、年 4 回の 44 項目に及び極めて詳細な水質検査を行い、現在まで全ての検査に合格しています（4-7 **地域コミュニティ 本社工場 下水道放流水の水質検査結果** 参照）。この結果は生駒市学研高山地区環境保全対策委員会で良好な評価を受けています。

各拠点の水使用量[※]

単位：m³

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
奈良本社 (奈良県生駒市高山町)	17,323	16,471	15,327.5	16,041	15,357
東大阪工場 (大阪府東大阪市)	N/A	N/A	N/A	154	181
神奈川物流 (神奈川県秦野市)	N/A	N/A	N/A	43.5	57
交野物流 (大阪府交野市)	N/A	N/A	N/A	55.5	72.5
東京営業所 (東京都港区東新橋)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
大阪営業所 (大阪市中央区内本町)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
鳴戸出張所 (徳島県鳴門市撫養町)	N/A	N/A	N/A	50.5	33
合計	17,323	16,471	15,362.5	16,344.5	15,700.5

[※]各年度の水使用量：2/1～1/31の期間で集計、複数月合算計量の場合は月按分計算

奈良本社での上水道使用量の内、下水道に排出しない水量について下水道使用量の控除を受けています。

汚水排出量の申告[※]

単位：m³

	1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月
熱源系量水器	653	765	2495	3581	2311	745
2 流体加湿系統量水器	413	282	57	11	45	370
申告使用量	1,066	1,047	2,552	3,592	2,356	1,115

[※]公共下水道に排出しない水量を計測し、使用した水道水等の水量から下水道使用量の控除を申告したもの

3-8 マテリアリティ「環境」への取り組みのまとめ

当社の環境への取り組みは ISO14001 マネジメントシステムを軸とし、認証範囲の本社工場のみならず、各プロセス・各拠点にも展開しています。この取り組みを今後も継続して行きます。

温室効果ガスへの対策は、もはや待った無しの状況で、この度 GHG 排出量の Scope 1, 2 に加え、Scope 3 の算定も行うことが出来たのは大きな進捗と言えます。今後は Scope 1, 2 のみならず、環境方針で掲げた GHG 排出量削減のため、Scope 3 のカテゴリー1, 2, 4, 5, 7 についても削減を目指し、目標の達成に向けて取り組んで行きます。

廃棄物のリサイクル、そして水を含む資源の適切な管理状況を継続し、生物多様性のある環境保全にも取り組んで行きます。

また、新しい技術の開発とステークホルダーとのエンゲージメント（協働）を通して環境配慮型製品の展開も進めて行きます。

4. 社会・事業継続

4-1 雇用

当社の従業員について、2024年6月末時点で在籍する男女の比率、および2023年度の育児休業取得率を示します。

従業員 [※] の男女比率		従業員の育児休業取得率 [※]	
男	女	男	女
76%	24%	0.51%	3.96%

※役員・正社員・準社員・顧問の合計

※育児休業取得率(%) = 2023年度の育児休業取得者の合計 ÷ 2023年度末の在職者数 × 100

4-2 労働安全衛生

奈良本社では、労働災害を防止して従業員の健康で安全な労働環境を確保するため、安全衛生委員会を組織し、産業医の指導の下で次の様な管理実施項目について取り組みを行っています。

奈良本社 2023年度 安全衛生管理実施項目

実施事項	実施内容
安全衛生管理体制の充実強化	安全衛生委員会の定期開催 来年度計画の策定 委員への教育
日常的な安全衛生活動の展開	機械・職場の作業標準の徹底 安全衛生巡回パトロール 社内 AED 目視点検 安全衛生委員のスキルアップ 安全作業手順書の作成と教育・周知
リスクアセスメントの実施	KYT 活動実施 労働災害の原因調査と再発防止 (PDCA) 機械作業のリスクアセスメント実施 グラビア印刷室のインキ使用について 危険物倉庫保管量の点検
健康管理	定期・特殊健康診断の実施 ストレスチェックの実施 健康相談の実施
安全衛生教育の実施	雇入れ、配置替え時の安全衛生教育 衛生教育 (有機溶剤使用部署) 法定資格の確保 (各種免許、技能講習等)
作業環境の改善	水質分析 悪臭測定 騒音振動測定 作業環境測定
その他の推進事項	全国安全週間準備期間 (6/1~6/30) 全国安全週間 (7/1~7/7) 全国労働衛生週間準備期間 (9/1~9/30) 全国労働衛生週間 (10/1~10/7) 全国火災予防運動: 春季 (3/1~3/7) 秋季 (11/9~11/15) 緊急事態への対応 (消防訓練の実施) フォークリフト点検 (安全教育又は講習) エレベーター点検 消防設備点検 社内 AED 使用講習会 新型コロナウイルスへの対応 インフルエンザ・ノロウイルス予防強化
労働基準監督署対応	安全管理計画書、作成・提出 月報報告

奈良本社 2023 年度 安全衛生委員会の取り組み

2023 年度目標および計画	<p>労働災害：発生させない</p> <p>安全パトロール：新たにチェックリストを作成</p> <p>グラビア作業環境の改善：油性インキから水性インキへの変更計画を進める</p> <p>屋上防水改修工事：2023/3/1～2023/4/25</p> <p>コロナウィルス関係の情報共有</p>
取り組み内容	<p>安全パトロール：担当エリアを変更し新メンバーで実施、新たにチェックリストを作成し実施</p> <p>グラビア作業環境測定：3/15 実施、第 3 管理区分→第 2 管理区分</p> <p>技能実習生の自転車乗車時のヘルメットを会社購入</p> <p>安全管理者選任時講習：7/10（3 名）・7/24（2 名）受講</p> <p>産業医の役割について情報共有</p> <p>KYT（危険予知訓練）・ヒヤリハット</p> <p>（はい）作業主任者講習：7/20～7/21（2 名）</p> <p>保護具着用管理責任者講習：8/25（1 名）</p> <p>駐車場のスピード制限</p> <p>セアカゴケグモの注意喚起と処置方法の周知</p> <p>グラビア作業環境測定：9/27 実施、第 2 管理区分→第 3 管理区分</p> <p>コンテナ周辺～第 2 工場、物流エリアライン引き：11/26 実施</p> <p>転倒防止対策：能登半島地震を教訓とした対策事例の紹介</p>
2023 年度総括	<p>労働災害：発生させない→達成</p> <p>グラビア作業環境の改善：油性インキから水性インキへの変更計画を進める→継続中</p> <p>屋上防水改修工事：2023/3/1～2023/4/25→完了</p> <p>コロナウィルス関係の情報共有→継続中</p>

4-3 作業環境のリスクアセスメント

奈良本社では、作業環境における有害物質や、法令・各種官庁通知事項について、状況の把握と作業環境を測定することで従業員の安全衛生に関するリスクを評価し、リスクの最小化に向けた対策を継続して実施しています。

有害物質へのリスク最小化に向けた対策

内容 1	化学物質のリスクアセスメントについて
結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生委員会および環境委員会を通じて、特定化学物質を新たに特定。 ● 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務化対象物質リスト（2022 年 2 月 24 日改正政令公布、2024 年 4 月 1 日施行）および労働安全衛生法に基づくラベル表示および SDS 交付義務対象物質（2023 年 8 月 30 日時点 667 物質(群)）に記載のある特定化学物質として、社内で購入使用しているものについて SDS を入手し、安全衛生委員へも情報を共有。 ● 本社全部門への SDS および物品についてのリスクアセスメントを配布（2024 年 6 月度安全衛生委員議事録にて記録）。 ● 取得した SDS の PDF データは社内共有ファイルにて保管し、全部門が PC 上で任意の SDS が確認出来る様に管理した。
内容 2	グラビア印刷の油性インキから水性インキへの変更に向けた取り組み
結果	<ul style="list-style-type: none"> ● かねてよりグラビア印刷では油性インキを使用しており、有機溶剤を使用している。この有機溶剤は、作業環境、大気放出、周辺地域への影響が考えられるため、局所排気装置および VOC 処理装置を設置して大気環境への影響が無い様にしているなかで、室内作業環境の改善と VOC 処理におけるエネルギー消費量の削減が検討されて来た。 ● 2023 年度は、様々な試作を繰り返し、従来の油性インキを使用した製品の仕上り状態と、水性インキを使用した製品の仕上り状態に違いがあるかどうか、違いがあれば印刷方法の検討でその影響を最小化出来ないか、について検討を行った。その結果、水性インキを使用したグラビア印刷の使用可能性が確認された。 ● 次のステップとして、グラビア印刷で使用するインキを水性インキに変更する事により、作業環境の改善と VOC 稼働による使用エネルギーの削減を図るため、テスト生産を行って、印刷稼働時の作業環境測定を行い、水性インキを使用したグラビア印刷について、実際の作業時の環境が期待通りであるかを検証した。 ● この検証を 2024 年 6 月に実施した結果、作業時の室内環境は良好であり、局所排気は稼働する必要があるものの、VOC 処理装置を稼働させずとも、大気放出による周辺地域への影響は無い、と評価された。

4-4 働きやすい職場

奈良本社では、働きやすい職場環境を目指して様々な取り組みを行っています。

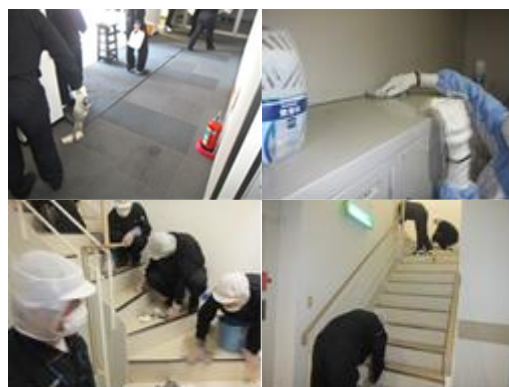
1) 3S 委員会

3S 委員会では、各部門からの選出されたメンバーによる小集団活動として職場環境の改善を目指し、整理・整頓・清掃の継続した取り組みを展開しています。

2023 年度 3S 委員会の取り組み

2023 年 年度目標	お客様が来社されたときに気持ちよく工場見学していただけるように 3S 活動を推進し、整理整頓された職場環境で安全性や生産性の向上を目標とする。
3S 会議 3S パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内で汚れている場所がないかの情報交換 ● 共用部分清掃の場所や頻度について ● 新たな取り組みができないか意見交換 ● キングプリンティング株式会社様と 3S 活動内容交流会 ● 顧客の監査結果の情報共有と意見交換 ● 各工程の清掃記録および員数管理の取り組み進捗確認 ● 予定確認および活動内容の見直し ● 3S パトロールチェックシートの見直し ● 全社一斉清掃の割り当ておよび活動内容の確認 ● 次年度に向けて、今期の反省
社内・外周清掃	<ul style="list-style-type: none"> ● 食堂共用部分清掃 ● 会社周辺エリアの歩道のゴミ拾い（毎月） ● 第三工場の社屋外装柵の清掃 ● 各工程および共用部分の清掃 ● 全社一斉清掃（年末大掃除）

3S 活動 共用部や外周の清掃



2) 働き方改革・福利厚生

当社では、働き方・労働環境・労働負荷の改善への取り組みを行っています。また、福利厚生については業務災害総合保険を導入し、従業員の病気の補償制度として、業務に起因しない病気による入院やがんによる通院治療を対象としています。

働き方改革

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
改善内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 建屋外（外エリア）で作業を行う従業員にTシャツを配布し、室外が高温時の際は上着を脱ぐことを許可。 ● リモートワークを導入（営業職限定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症対策として、建屋外（外エリア）で作業を行う従業員に、ペットボトル・塩分タブレットを支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内・外エリアの従業員にファン付ジャケットを支給。 ● 人力による作業の軽減として、ターナー設備（紙反転機）を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所エリアの従業員にTシャツを配布し、室内が高温時には上着を脱ぐことを許可。 ● 病気補償制度の導入

業務災害総合保険の導入



従業員各位
病気の補償制度ならびに医療相談窓口のご案内

今般、従業員の皆さまにお役立ていただける福利厚生制度を導入いたしました。効果的な補償内容に加えて、皆さまの「安心・安全・健康」をサポートするサービス内容となっております。

病気の補償制度の内容

病気の入院治療

病気の先進医療など
がんの通院治療
がんの先進医療など
にかかる費用（総額）

7割 公的医療保険からの負担
3割 自己負担

100% 公的医療保険の対称外
自己負担

病気の入院治療

疾病入院医療費用保険金 50万円限度

- 1 入院による公的医療保険制度の一部負担金*
- 2 食事療養費
- 3 差額ベッド代
- 4 入院時・転院時の交通費
- 5 補綴費
- 6 看護付添費**
- 7 ホームヘルパー雇入費用など**

病気の先進医療**
患者申出療養*

疾病先進医療等費用保険金 50万円限度

- 1 技術料
- 2 交通費
- 3 宿泊施設の客室料

がんの通院治療

がん通院医療費用保険金 300万円限度

- 1 通院による公的医療保険制度の一部負担金*

がんの先進医療**
患者申出療養*

がん先進医療等費用保険金 50万円限度

- 1 技術料
- 2 交通費
- 3 宿泊施設の客室料

※1 お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。
 ※2 差額ベッド代は1泊につき1,000円、2021年4月以降は1,500円です。
 ※3 医師が認めたと判断された場合は、患者さまご自身の健康保険（国民健康保険・国民年金）に加入している場合は、保険料を自己負担する必要があります。
 ※4 先進医療・患者申出療養の詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
 *本制度を導入する前（保険期間開始前）に発症した病気、重症度があつたときの病気・手術は補償の対象となりません。
 **ただし、一定の条件を満たした場合は補償の対象となりますので、詳しくは取扱い説明書までお問い合わせください。
 *お支払いの詳細については保険会社の約款に基づきますのでご確認ください。
 *療養の医療相談窓口については皆さまお役立ちいただけます。病気の補償制度については、社員・福利課の「ポートアライイト」の方が対象となります。
 ※申請には、病発後、病発したときの通院6か月間における、連続した1日平均歩数10,000歩以上、かつ連続した1日平均歩数15,000歩以上を記録する場合があります。

●このチラシは業務災害総合保険の一部の補償についてご説明したものです。詳細については、取扱い説明書までお問い合わせください。

業務災害総合保険 2021.5版 2021年5月1日以降保険期間開始時

本社工場では、海外からの移住労働者である技能実習生を迎え入れており、借り上げ社宅を提供し Wi-Fi 設備を完備しています。

借り上げ社宅では、技能実習生全員に対して災害時を想定した火災避難訓練を定期的を実施しています。

宿泊施設の火災安全対策

宿泊施設	UR 都市機構からの借り上げ社宅	実施日	2024年7月20日
実施内容	技能実習生の宿泊施設において、技能実習生全員を対象に火災避難訓練を実施。		

4-5 研修・教育

当社では入社時のオリエンテーション教育を行うと共に、専門講師による当社の幅広い知識を習得出来る教育プログラムを提供しています。

また、ISO マネジメントシステムとして計画的な教育訓練も実施しています。

さらに、2024 年は当社の CSR・ESG の指針となる「上六印刷株式会社 行動基準」、そして各項目のルールブックとして「上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定」、「上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規定」「上六印刷株式会社 人権尊重規定」を制定しました。これらについて、全拠点・全従業員を対象とした研修と教育を行いました。

「上六印刷株式会社 行動基準」および各項目のルールブックのトレーニング

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 6 月 24 日～ 2024 年 6 月 28 日	行動基準および関連する 3 規定の内容を理解するため、社内拠点毎に講師による説明会を実施	全従業員	済

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 6 月 24 日～ 2024 年 7 月 11 日	行動基準および関連する 3 規定の内容を理解するため、社内部門毎に各人が文書を読了	全従業員	済

社内通報制度運用に関する外部講習（担当者講習）

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2023 年 11 月 25 日	株式会社サーティファイ コンプライアンス検定委員会主催セミナー 「2023 年度冬期コンプライアンスオープンセミナー －組織に活力を与えるコンプライアンス－」 講師： 郷原総合コンプライアンス法律事務所 代表弁護士 郷原信郎氏 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長 大久保和孝氏	経営管理部長 人事・総務課長	済

ISO 内部監査員養成講習

実施計画日	実施内容	対象者	状況
2024 年 4 月 15 日～ 2024 年 4 月 26 日	「ISO9001 について」、「ISO14001 について」、 「内部監査について」講師による説明会を実施 「理解度テスト」を全員に実施	新たな役職者・ 責任者 13 人	済

ISO14001 (環境) 教育

2023年度 ISO環境目標

環境基本理念
我が社は、地球環境の保全が、地球上における生命を育むための重要課題の一つであることを認識し、環境保全に努め、次世代を担う子孫たちの未来を守るため、環境への影響を考慮して行動することを基本と考える。

環境方針
地球にとって当社の環境管理は小さな一歩である。しかし当社の行動が少しでも次の世代に悪影響を残さないように推進する。

製造工程のすべての過程を的確に把握

- 環境関連の法律、規制の厳守
- 技術的・経済的に可能な範囲で汚染の予防
- 目的、目標、計画を定め、継続的に改善

環境管理の保全活動の推進

- 社員が出来る環境管理組織の整備
- 利害関係者との協力

製造活動が環境に与える影響への対応

- 生産不良を低減し、資源の有効活用とリサイクルの促進
- あわせて効率経営に寄与
- エネルギーの節約により、地球温暖化の抑制に貢献

環境教育

- 全社員への環境方針の理解
- 改善活動の実績を周知して、意識向上
- 地域社会へ貢献
- 当社の環境方針は、利害関係者へ情報開示できる

2023年度目標値 2023/2/1～2024/1/31
2023年は、改めて各職場で著しい環境側面の抽出を行い、それらから環境影響評価分類の直接的なエネルギー節約の取り組みと間接的であるが結果としてエネルギーの節約につながる活動に特化する。

環境目的、環境目標

環境目的	省エネ法からの要求事項を果たす	
環境目標	1. 電気+ガス使用量節約に向けた活動により、原油換算値を生産個数で割った原単位で1%減	2022年度原単位目標：0.01131
	2. 原材料の節約、ロス・不良の有効活用や各種リサイクルにより資源の有効活用推進を、プロセス別マネジメントプログラムとして実施	2022年10月までの累計実績：0.01089

特に環境目標2の達成に向け、プロセス毎にPMと環境委員が中心となり、マネジメントプログラムで定めた目標達成に努める。

活動計画	項目	マネジメントプログラム具体的内容の一例
2-1.	製品ロス	前工程ロスを次工程でのスタート前校正に活用
2-2.	材料ロス	PS版などのムダな使用を削減
2-3.	リサイクル	サーマルリサイクル、ABリサイクルのさらなる徹底により、資源の有効活用を推進

2023年2月1日
上六印刷株式会社 副社長 大田 治夫

2024年度 環境目標

環境基本理念
我が社は、地球規模で深刻化している気候変動への対応が生命を育むための重要課題の一つであることを認識し、環境保全に努め、次世代を担う子孫たちの未来を守るため、環境への影響を考慮して行動することを基本と考える。

環境方針
カーボンニュートラル社会の実現に向けた企業責任を果たすため、グローバルで求められている環境活動に取り組む。

企業活動が環境に与える影響を的確に把握

- 環境関連の法令、規制に関する要求事項を厳守
- 全社的な目標、計画を定め、継続的に改善

環境活動の推進

- 社員が出来る環境活動組織の整備
- ステークホルダー(利害関係者)との協力

気候変動による生態系や社会への深刻な影響の拡大を抑制

- 生産不良を低減し、資源の有効活用とリサイクルの促進
- 持続可能な代替資源の利用
- エネルギーの節約により、地球温暖化の抑制に貢献
- 産業廃棄物や有害物質の削減
- 生物多様性の保護

環境教育

- 全社員への環境方針の理解
- 改善活動の実績を周知して意識を向上
- お客様や協力会社と共に継続的な推進
- 当社の環境方針は、社外の要求に応じて開示する

2024年度目標値 2024/2/1～2025/1/31
2024年度は、全社的な温室効果ガス排出量をスコープ1,2,3において算定し2025年の削減目標確立に向けて取り組む。

環境目標

長期目標	温室効果ガス排出量の算定をスコープ1,2,3において行い、2019年度比で2030年30%削減に向けて目標を確立し、サプライチェーンに関わる環境負荷の軽減に努める。	
年度目標	1. 電気+ガス使用量節約に向けた活動により、省エネ法に基づき原油換算値を生産個数で割った原単位で1%減	2023年度1月での原単位累計値から1%削減
	2. 原材料の節約、ロス・不良の削減や各種リサイクルの推進により資源の有効活用をプロセス別マネジメントプログラムとして実施	2023年10月までの累計実績：0.00927

すべての環境活動が温室効果ガス排出量削減の実現に繋がると意識を持って、各プロセスでPMと環境委員が中心となり、マネジメントプログラムで定めた目標達成に努める。またプロセス単位では実行不可能な活動も全社的な視点で取り組んでいく。

活動計画	項目	マネジメントプログラム具体的内容の一例
1-1.	エネルギーの節約	生産業務の作業効率化(検査・抜き) 社用車のHB, EVなど環境対応型への移行(人事総務)
2-2.	原材料の節約や環境への対応	機械の保守管理による効率化と修理費削減(HP型) CFP値の低い購入品への移行推進(購買)
2-3.	廃棄物の削減	ロットアウト件数や部門起因の不良削減(UVオフ) 廃棄物の削減とリサイクルの推進(全プロセス)

2024年2月1日
上六印刷株式会社 副社長 大田 治夫

期間：2023年2月～2024年1月

実施計画月	実施項目(目的・内容)	該当プロセス
4	「2023年度 ISO 環境目標」および「マネジメントプログラム」による全社の環境目標ならびに部門における年間活動計画の周知と教育	済
4	「著しい環境側面一覧表」「法規制評価表」と部門毎の「環境側面抽出リスト」による当社環境側面と法規制や環境影響との関連についての教育	済
4	「廃棄物分別一覧表①②③」による分別廃棄と「廃棄物集積場(配置図)」による廃棄の仕方についての周知と教育	済
4～1	新入社員、中途採用者への教育・訓練	済

実施計画月	実施項目（目的・内容）	該当プロセス
年度内	「上六印刷株式会社環境方針 20240201」「2024 年度環境方針（副社長承認）」「著しい環境側面一覧表 20240112」および環境カードによる全社的な温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みについての教育	進行中
年度内	「2024 年度マネジメントプログラム」による各プロセスの環境活動と目標の周知と教育、「温室効果ガス排出量の削減に寄与する取り組みという意識」の共有	
年度内	「環境側面抽出リスト」と「法規制チェックシート」による全社と各プロセスに関連する法的要求事項についての教育	
年度内	廃棄物の分別廃棄についての教育 （A、B リサイクルや特管、その他の廃棄物の捨て方など）	
年度内	新入社員、中途採用者への教育・訓練	

4-6 ダイバーシティ

当社の従業員について、男女別の構成、管理職における男女比は、**4-1 雇用**に示しました。当社は外国籍の従業員も雇用しており、その人数と国籍は次の様な推移になっています。

移住労働者の国籍と人数の推移

国籍	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年 6 月末
タイ	4*	4*	4*	8*	8*	10*
中国	0	0	0	0	1	2
その他	0	0	0	0	0	0

*技能実習生

4-7 地域コミュニティ

当社の地域コミュニティとの交流や取組みは主に本社工場において行っています。本社工場の立地や地域の背景は3-7 水セキュリティ 1)立地と背景の通りで、近隣住民と密接な関係を構築しています。

近隣地域への環境負荷を最小限に抑えるため、下水道放流水の水質分析、敷地境界での騒音、振動、悪臭物質の調査を定期的に行っています。これらの測定結果は地域の協議会で共有され、良好な評価をいただいています。

本社工場 下水道放流水の水質検査結果

分析項目	単位	規制値	2023年 4月14日	2023年 7月14日	2023年 10月18日	2024年 1月16日
水温	℃	45	22.0 (11:35)	28.0 (13:15)	26.5 (11:00)	18.3 (11:45)
カドミウムおよびその化合物	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
シアン化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機磷化合物	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.05	<0.01
六価クロム化合物	mg/L	0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
砒素およびその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
水銀およびアルキル水銀（その他の水銀化合物）	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
水銀およびアルキル水銀（アルキル水銀化合物）	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレンおよびその化合物	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
水素イオン濃度（21℃）	pH	5.0~9.0	7.5	7.2	7.5	7.7
ほう素およびその化合物	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
アンモニア性窒素	mg/L	380	1.3	2.5	2.3	2.6
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	mg/L		0.73	0.39	<0.04	0.05
フェノール類含有量	mg/L	5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
銅含有量	mg/L	3	0.02	0.07	0.02	0.02
亜鉛含有量	mg/L	2	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
溶解性鉄含有量	mg/L	10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
クロム含有量	mg/L	2	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	1500	3	17	4	5
浮遊物質	mg/L	1500	12	21	11	8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5	<1	<1	<1	<1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30	<1	<1	<1	<1
よう素消費量	mg/L	220	2	6	11	7
窒素含有量	mg/L	240	2.5	4.9	2.9	3.4
りん含有量	mg/L	32	0.07	0.09	0.04	0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		判定	適	適	適	適

本社工場敷地境界の環境測定

騒音レベル

単位：dB(A)

測定日：2023年6月19日

測定地点	測定時間	基準値	騒音レベル
敷地境界線東側	昼 (13:12)	65	51
	夕 (20:52)	60	52
	夜 (22:03)	50	50
	朝 (6:43)	65	48
敷地境界線南側	昼 (13:33)	65	47
	夕 (21:09)	60	43
	夜 (22:18)	50	43
	朝 (6:54)	65	44
敷地境界線西側	昼 (13:47)	65	47
	夕 (21:20)	60	46
	夜 (22:29)	50	45
	朝 (7:06)	65	48

振動レベル

単位：dB(Z)

測定日：2023年6月19日

測定地点	測定時間	基準値	騒音レベル
敷地境界線東側	昼 (13:12)	65	30
	夜 (22:03)	60	<30
敷地境界線南側	昼 (13:33)	65	32
	夜 (22:18)	60	<30
敷地境界線西側	昼 (13:47)	65	<30
	夜 (22:29)	60	<30

悪臭物質

臭気

測定日：2023年6月19日

測定地点	採取時間	臭気濃度	臭気指数
敷地境界線東側	14:30	<10	<10
敷地境界線南側	14:40	<10	<10

単位：ppm

測定日：2023年6月19日

測定地点	採取時間	酢酸エチル (規制値：7ppm)	トルエン (規制値：30ppm)	キシレン (規制値：2ppm)
敷地境界線東側	14:30	<0.3	<1	<0.1
敷地境界線南側	14:40	<0.3	<1	<0.1

地域社会とのコミュニケーションでは、学研・高山連絡協議会に参加すると共に、当社の会社情報を高山サイエンスプラザに展示させていただいています。

奈良県下の高校卒業者を毎年採用させていただくと共に、2023年度は県立高等技術専門学校から障がい者の方の職場体験実習の受け入れも行っています。

また、本社工場の所在地である生駒市では、イコマ製菓様の「レインボーラムネ」や高山製菓様の「高山おかき」を来訪下さったお客様への手土産として利用させていただいています。

地域社会とのコミュニケーション

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 学研・高山連絡協議会の会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学研・高山連絡協議会の会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学研・高山連絡協議会の会合に参加（年数回） ● （コロナウィルスの影響を受け奈良県下の高卒者採用は見送り） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学研・高山連絡協議会の会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 ● なら中高生新聞（奈良新聞社発行）に採用企業特集として紹介される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学研・高山連絡協議会の会合に参加（年数回） ● 奈良県下の高卒者採用（毎年） ● お客様への手土産として地元製品であるレインボーラムネ（イコマ製菓）や高山おかき（高山製菓）を利用 ● 奈良県立高等技術専門学校（障がい者）の職場体験実習の受け入れ

4-8 マテリアリティ「社会・事業継続」への取り組みのまとめ

従業員の男女別の比率から当社の組織構造が明らかとなりました。今後も継続してこの情報を把握します。

企業活動の柱である「従業員」について、安定した雇用の継続、充実した福利厚生、労働環境の整備等にも継続して取り組むと共に、知識・技能の伝承による世代継承、最新情報を身につけるスキルアップ、モチベーションの向上等を目指した教育・研修も実施します。

また、自然豊かな環境に隣接している奈良本社の立地の重要性を改めて認識し、現在の取り組みを継続すると共に、地域社会における様々なニーズに応じ、新たなコミュニケーションや情報発信にも取り組み、企業責任を果たして行きます。

5. 持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント

5-1 サプライヤー評価結果

1) 購買・外注管理規定に基づく評価

ISO9001 管理文書の「購買・外注管理規定」に従い、サプライヤーの評価を、上期と下期の年 2 回定期的にを行っています。A 評価は良好な状態で B 評価は何らかのリスクを認める状態を示します。

業務部では、この評価結果を踏まえ、良好な状態は維持、リスクを認める場合は改善に向けて各サプライヤーとのコミュニケーションを図っています。

評価したサプライヤー数：53 社

	2023 年度 上期評価	2023 年度 下期評価
A 評価	44	43
B 評価	9	10
上期 A 評価→下期 A 評価（良好維持）	40	
上期 A 評価→下期 B 評価（評価低下）	4	
上期 B 評価→下期 A 評価（評価向上）	3	
上期 B 評価→下期 B 評価（懸念維持）	6	

【評価方法】

品質信頼性・ロス不良区分け員数管理・不良発生時の原因究明対策立案・当社に無い設備を保有・納期に対する信頼性・コスト面の協力・新製品の提案力・常に新しい情報を発信・上六印刷サプライヤー行動基準の遵守・環境に対する製品等の提案力、を総合的に評価。

2) FSC の森林認証方針と中核的労働要求事項に関する 2023 年度外部委託先の適合性管理についてのリスク評価

当社が認証を取得している FSC CoC では、森林認証方針を掲げ、サプライヤーに対し、サプライチェーンにおける中核的労働要求の遵守を求め、サプライヤーの適合性管理についてのリスク評価を毎年行っています。

2023 年度のリスク評価では各サプライヤーの状況は良好で、今後もこの状態を維持します。

上六印刷株式会社 森林認証方針

上六印刷株式会社は、経営ビジョンと行動のもと、コミュニケーション支援企業として地域社会に貢献し、マネジメントシステムの運用を通して地域社会との調和・共生をはかります。

また、「環境にやさしい印刷物」をおすすめする活動を通して、環境負荷の低減と資源保護、そして循環型社会構築へ貢献する一貫として、FSC-CoC の森林認証制度の意義を十分に理解し、各制度における要求事項に則ったシステムを構築し、推進し、維持させていただきます。

制定：2015 年 2 月 16 日

改訂：2022 年 2 月 1 日

代表取締役副社長 大田治夫

サプライチェーンにおける中核的労働要求の遵守

上六印刷株式会社 社会・健康・安全方針書

上六印刷株式会社は、中核的労働要求の遵守に当たり、基準が定める社会、健康、および安全の要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

- 1) 従業員の結社の自由および団体交渉の権利を保障する。すなわち、下記事項を含む。
 - ・ 従業員による労働者団体への加盟や団体交渉への参加を労働契約で禁止しない。
 - ・ 当社の代表者と従業員の接触を認める。
 - ・ 解雇に関する透明性のある手順を定める。
 - ・ 法で要求された又は認められた場合において、法的に認められた労働者団体の代表者との交渉をするための手順を明確に定める。
- 2) 強制労働を課すことを禁止する。
- 3) 就業に関する最低年齢制限を遵守する。
- 4) 採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関する就業の平等性を遵守する。
- 5) 職業上の健康および安全を確保し、その文書化と報告を行う。

制定：2015年2月16日

改訂：2023年11月13日

代表取締役副社長 大田治夫

2023年度外部委託先の適合性管理についてのリスク評価

対象：外部委託先 40社

前回審査以後の委託実績有無	FSCまたはSA8001:2014認証番号	業務委託契約書・覚書への記載による遵守	苦情の有無	不適合の有無	現地審査の有無	第一者・第二者監査の有無	ITUCスコア・CPIスコア	中核的労働要求事項に係るリスク区分
有り：39社 (97.5%)	有り：6社 (15.0%)	有り：40社 (100%)	有り：0社 (0%)	有り：0社 (0%)	有り：8社 (20%)	有り：39社 (97.5%)	有り：39社 (97.5%)	Low risk : 40社 (100%)

5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合

当社は、QCDSやESG、CSRの分野におけるサプライヤーの規範を定めたISO9001の管理文書である「上六印刷株式会社 サプライヤー行動基準」を、各サプライヤーに提示し、その遵守の証として署名された受領書を受け取っています。また、その件数は年々増加し受領の割合も高くなっています。

対象サプライヤーは原材料メーカー、加工委託業者だけでなく、廃棄物処理業者や清掃委託業者、人材派遣業者等、幅広く展開しています。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
受領書受付合計件数	サプライヤー行動基準 新規制定	46	46	50	53
サプライヤー数	53	57	60	62	65
受領の割合 (%)	—	80.7	76.7	80.6	81.5

2023年2月～2024年1月：3件新たに依頼し3件共受領済

年度別新規下請負契約数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規契約数	3	4	3	2	3

5-3 サプライヤーとのコミュニケーション

業務部ではサプライヤーと密なコミュニケーションを常に取りしており、生産計画の連携、業務上のアドバイスや注意喚起、トラブル発生時の対応といった日々のやり取りを行っています。また、品質問題が発生した場合は、リスクがあると判断される事例については是正処置を講じます。5-1 サプライヤー評価結果で示した様に、リスクがあるサプライヤーに対しては外注パトロールという現地査察を行っています。

また、定期的（年2回：上期・下期）に外作会議と呼ぶ当社の伝統的な会議体を開催しています。

この外作会議は、協力会社が当社で一同に会し、タイムリーなトピックスや抱えている課題や問題点、そして普段はなかなか話せない内容について担当者間のフランクなやり取りを行い、サプライヤーエンゲージメントを通じたデューデリジェンスを図っています。

外作会議 実施一覧

	2023年7月14日	2024年1月19日
対象工程	トムソン工程	検査工程
実施内容	<ul style="list-style-type: none">品質目標達成状況、顧客クレーム案件の検証および対策の共有罫線の仕組み、紙厚と罫溝幅の関係の研修	<ul style="list-style-type: none">2023年不良発生・流出状況、上六印刷を取り巻く環境活動、検査基準の共有について意見交換

外注パトロール 訪問社数

	2023年度 Q2	2023年度 Q3
訪問先	7社	10社

5-4 マテリアリティ「持続可能な資材調達・サプライヤーの社会問題へのアセスメント」への取り組みのまとめ

原材料メーカー、加工委託先、支援業者、一次・二次・三次、という様々なサプライヤーとの関係の中で、日々、密なコミュニケーションを図っています。FSCのマネジメントシステム、ISO9001 マネジメントシステムの中でサプライヤーの評価も定期的を実施し、その結果を次のアクションに繋げており、今後も継続して行きます。

また、規制対象物質への対応、CSRの対応状況、廃棄物の適切なリサイクルや資源の有効活用の把握についてのニーズも高まっており、直接の取引先だけでなくサプライチェーンのライフサイクルを通じたデューデリジェンスにも取り組んで行きます。

6. 倫理・コンプライアンス

6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針

2008年に声明された社長方針の、企業理念、ビジョン、行動規範には、既に近年取り上げられる事の多いESGやCSRの分野における指針が掲げられていました。しかし一方、グローバル社会では企業倫理の取り組みは、より細分化されたルールが求められる様になりました。

このような背景を踏まえ、当社は、従業員のあるべき行動の姿を行動基準とし、関連する3つの規定と共に新規制定し、これらの社内説明会および文書トレーニングを全拠点・全従業員対象に実施し、これら完了の後7月に施行しました。

これらの文書は、従業員への周知を継続すると共に、今後のサステナビリティレポートの作成サイクルに合わせて定期的に見直し、維持します。

UEROKU	Title/ 上六印刷株式会社 行動基準	Issue/2024.06.07.	Page
	Code/ U6-POL-COC-1 Ver.1 Owner/ 経営管理部	Effect/2024.07.11.	1/8

<上六印刷株式会社 行動基準>

UEROKU	Title/ 上六印刷株式会社 人権尊重規定	Issue/2024.06.07.	Page
	Code/ U6-GDL-RHR-1 Ver.1 Owner/ 経営管理部	Effect/2024.07.11.	1/17

<上六印刷株式会社 人権尊重規定>

UEROKU	Title/ 上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規程	Issue/2024.06.07.	Page
	Code/ U6-GDL-COR-1 Ver.1 Owner/ 経営管理部	Effect/2024.07.11.	1/10

<上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規定>

UEROKU	Title/ 上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定	Issue/2024.05.16.	Page
	Code/ U6-GDL-SEC-1 Ver.1 Owner/ 経営管理部	Effect/2024.07.11.	1/31

<上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定>

6-2 マテリアリティ「倫理・コンプライアンス」への取り組みのまとめ

「上六印刷株式会社 行動基準」をはじめ、関係する規定として「上六印刷株式会社 人権尊重規定」「上六印刷株式会社 不正・腐敗防止規定」「上六印刷株式会社 セキュリティ管理規定」を制定する事で、いままで当たり前であった事がルールブックとして明確になりました。今後はこの方針を遵守し継続した社内周知により、コンプライアンスを維持して行きます。

7. GRI Standards 対照表

利用に関する声明	上六印刷株式会社は、GRI スタンダードを参照し、2023年2月1日から2024年1月31日までの期間について、本 GRI 内容索引に記載した情報を報告します。
利用した GRI 1	GRI 1: 基礎 2021

GRI 2: 一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
1. 組織と報告実務				
2-1	組織の詳細	a. 正式名称を報告する b. 組織の所有形態と法人格を報告する c. 本社の所在地を報告する d. 事業を展開している国を報告する	a~d: 1-1 対象組織	p.1
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストとサステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項とマテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違	a: 1-1 対象組織 b~c: —	p.1
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する	a: 1-2 対象期間 b: — c: 1-3 発行期間 d: 1-5 お問合せ先	p.1 — p.1 p.1
2-4	情報の修正・訂正記述	a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する i. 修正・訂正記述の理由 ii. 修正・訂正記述の影響	a: —	—
2-5	外部保証	a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関および上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときには、 i. 外部保証報告書や独立保証証明書へのリンクや参照先を記載する ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する	a: 2-4 第三者認証および情報開示 b: —	p.7 —
2. 活動と労働者				
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	a. 事業を展開するセクターを報告する b. 自らのバリューチェーンを、次の事項を含めて記載する i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 ii. 組織のサプライチェーン iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 c. その他の関連する取引関係を報告する d. 前報告期間からの 2-6-a、2-6-b、2-6-c の重大な変化を記載する	a: 1-1 対象組織 b~c: 2-2 マテリアリティ d: —	p.1 p.3 —
2-7	従業員	a. 従業員の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する（報告された数値が次のいずれに該当するかを含む） i. 実数、フルタイム当量 (FTE)、あるいは別の方法 ii. 報告期間 終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-a および 2-7-b で報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する	a~e: —	—
2-8	従業員以外の労働者	a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうかを記載する i. 実数、フルタイム当量 (FTE)、または別の方法 ii. 報告期間 終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重要な変動を記載する	a~c: —	—
3. ガバナンス				
2-9	ガバナンス構造と構成	a. 最高ガバナンス機関の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織のインパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. 性別 vi. 発言権が低いグループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量 (コンピテンシー) viii. ステークホルダーの代表	a~b: 2-3 サステナビリティ推進体制 c: —	p.6 —

GRI 2：一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する（以下が考慮されるかどうか、どのように考慮されるかを含む） i. ステークホルダー（株主を含む）の意見 ii. 多様性 iii. 独立性 iv. 組織のインパクトに関連する能力・力量（コンピテンシー）	a~b: —	—
2-11	最高ガバナンス機関の議長	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および利益相反防止とそのリスクを軽減する方法について説明する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: —	p.6 —
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	a. 持続可能な発展に関わる組織のパーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と上級経営幹部が果たす役割を記載する b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス機関の役割について、以下の点を含め記載する i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか c. 2-12-b に記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する	a~c: 2-3 サステナビリティ推進体制	p.6
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトを、マネジメントする責任を、最高ガバナンス機関がどのように移譲しているかについて、以下の点を含め記載する i. インパクトのマネジメントにおける責任者として上級経営幹部を任命しているか ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の従業員に移譲しているか b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する	a~b: 2-3 サステナビリティ推進体制	p.6
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a. マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する責任を負っていないなら、その理由を説明する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: —	p.6
2-15	利益相反	a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する i. 取締役会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤー およびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高	a: 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針 b: —	p.36 —
2-16	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する	a: 2-3 サステナビリティ推進体制 b: —	p.6 —
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集会的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する	a: サステナビリティ方針	p.2
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントを監督する最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する	a~b: 2-3 サステナビリティ推進体制 c: —	p.6 —
2-19	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する i. 固定報酬と変動報酬 ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付 b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する	a~b: —	—
2-20	報酬の決定プロセス	a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか ii. 報酬に関して、ステークホルダー（株主を含む）の意見をどのように求め、考慮しているか iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか b. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー（株主を含む）の投票結果を報告する（該当する場合）	a~b: —	—
2-21	年間報酬総額の比率	a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値を比べた比率を報告する b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率を報告する c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する	a~c: —	—
4. 戦略、方針、実務慣行				
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関または最上位の上級経営幹部の声明について報告する	a: 2-1 サステナビリティ方針	p.2

GRI 2：一般開示事項 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
2-23	方針声明	a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明で参照した国際機関による発行文書 ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか iv. 声明で人権の尊重を規定しているか b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明が対象とした国際的に認められた人権 ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する	a~b: 2-1 サステナビリティ方針 c: — d: 2-1 サステナビリティ方針 e~f: 4-5 研修・教育、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.2 — p.2 p.27 p.34 p.36
2-24	方針声明の実践	a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか iv. 声明の実行に関して行っている研修	a: 2-1 サステナビリティ方針、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.2 p.34 p.36
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するコミットメントについて説明する b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情を特定して、対処するための手法について説明する c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するその他のプロセスについて説明する d. 苦情処理メカニズムの想定利用者であるステークホルダーが、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および改善にどのように関わっているかを説明する e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する	a~e: 2-1 サステナビリティ方針、 4-5 研修・教育、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.2 p.27 p.34 p.36
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	a. 個人が以下を行うための制度を記載する i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する	a: 4-5 研修・教育、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.27 p.36
2-27	法規制遵守	a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 罰金・課徴金が発生した事案 ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案 b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 当該報告期間中に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 ii. 過去の報告期間中に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 c. 重大な違反事例を記載する d. 重大な違反に該当することを、どのように確立したかを記載する	a~d: —	—
2-28	会員資格を持つ団体	a. 業界団体、その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する	a: 2-2 マテリアリティ、 2-4 第三者認証および情報開示	p.3 p.7
5. ステークホルダー・エンゲージメント				
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	a. ステークホルダーとのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法 ii. ステークホルダー・エンゲージメントの目的 iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか	a: 2-2 マテリアリティ、 2-4 第三者認証および情報開示、 3-3 事業活動における環境影響、 3-4 GHG (CO ₂) 排出量削減の取り組み、 3-5 環境対応開発、 3-6 廃棄物への取り組み、 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ、 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 5-3 サプライヤーとのコミュニケーション、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針	p.3 p.7 p.13 p.15 p.17 p.20 p.20 p.30 p.33 p.34 p.35 p.36
2-30	労働協約	a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する	a~b: —	—

GRI 3：マテリアルな項目 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
マテリアルな項目の開示事項				
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する i. 組織の活動および取引関係全般において、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスのインパクトをどのように特定したか ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めたステークホルダーや専門家を明記する	a~b: 2-2 マテリアリティ	p.3
3-2	マテリアルな項目のリスト	a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する b. マテリアルな項目のリストについて前報告期間からの変更点を報告する	a: 2-2 マテリアリティ b: —	p.3 —

GRI 3: マテリアルな項目 2021		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	<p>a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、あるいは潜在的なプラス・マイナスのインパクトを記載する</p> <p>b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関与しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する</p> <p>c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する</p> <p>d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する</p> <p>i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置</p> <p>ii. 顕在化したマイナスのインパクトに対処するための措置、それらのインパクトの是正措置の提供、または是正に協力する措置を含む</p> <p>iii. 顕在化した、あるいは潜在的なプラスのインパクトのマネジメントを行うための措置</p> <p>e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する</p> <p>i. 措置の有効性を追跡するプロセス</p> <p>ii. 進捗状況を評価するための目標、ターゲット、および指標</p> <p>iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性</p> <p>iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか</p> <p>f. 講じた措置の決定 (3-3-d) または措置の有効性の評価 (3-3-e) で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する</p>	a~f: 2-2 マテリアリティ	p.3

200: 経済		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
---------	--	------	--------------------------	--

GRI 201: 経済パフォーマンス 2016				
201-1	創出、分配した直接的経済価値	<p>a. 創出、分配した直接的経済価値 (発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する</p> <p>i. 創出した直接的経済価値: 収益</p> <p>ii. 分配した経済価値: 事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い (国別)、コミュニティ投資</p> <p>iii. 留保している経済価値: 「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの</p> <p>b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する</p>	a~b: -	-
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	<p>a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む</p> <p>i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類</p> <p>ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述</p> <p>iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響</p> <p>iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法</p> <p>v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト</p>	a: 2-1 サステナビリティ方針、 3-1 環境基本理念・環境方針、 3-2 環境マネジメントシステム、 3-3 事業活動における環境影響、 3-4 GHG (CO ₂) 排出量削減の取り組み	p.2 p.11 p.11 p.13 p.15
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	<p>a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額</p> <p>b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項</p> <p>i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値</p> <p>ii. 当該推定値の計算基礎</p> <p>iii. 推定値の計算時期</p> <p>c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する</p> <p>d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合</p> <p>e. 退職金積立制度への参加レベル (義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)</p>	a~e: -	-
201-4	政府から受けた資金援助	<p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む</p> <p>i. 減税および税額控除</p> <p>ii. 補助金</p> <p>iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金</p> <p>iv. 賞金</p> <p>v. 特許権等使用料免除期間</p> <p>vi. 輸出信用機関 (ECA) からの資金援助</p> <p>vii. 金銭的インセンティブ</p> <p>viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益</p> <p>b. 201-4-a の情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合</p>	a~c: -	-

GRI 202: 地域経済でのプレゼンス (存在感) 2016				
---------------------------------	--	--	--	--

202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率 (男女別)	<p>a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点の新入社員給与の比率 (男女別) を報告する</p> <p>b. 組織の活動に携わるその他の労働者 (従業員を除く) の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する</p> <p>c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か (男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	a~d: -	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	<p>a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>b. 「上級管理職」の定義</p> <p>c. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	a~d: -	-

GRI 203: 間接的な経済インパクト 2016				
---------------------------	--	--	--	--

203-1	インフラ投資および支援サービス	<p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えられるインパクト。プラスとマイナス双方を含む (該当する場合)</p> <p>c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する</p>	a: - b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c: -	p.20 p.30 -
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	<p>a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト (プラスおよびマイナス) と特定された事例</p> <p>b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項 (国内および国際的な基準、協定、政策課題など) を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しき」</p>	a: 2-2 マテリアリティ b: -	p.3 -

200: 経済		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所
GRI 204: 調達慣行 2016			
204-1	地元のサプライヤーへの支出の割合	a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）。 b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 c. 「重要事業拠点」の定義	a: — b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c: — p.20 p.30
GRI 205: 腐敗防止 2016			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	a: — b: 2-1 サステナビリティ方針、 2-2 マテリアリティ、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針 p.2 p.3 p.36
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に） b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区別、地域別に） c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に） e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区別、地域別に）	a~b: 4-5 研修・教育、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針 p.27 p.36 c: 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合 d~e: 4-5 研修・教育 p.34 p.27
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	a~d: — —
GRI 206: 反競争的行為 2016			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点	a~b: — —
GRI 207: 税務 2019			
207-1	税務へのアプローチ	a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認するガバナンス機関または業務執行取締役レベルの地位にある者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか	a: — —
207-2	ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関、または業務執行取締役レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する組織の企業行動や誠実性に関する懸念を提起するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明。該当する場合、外部保証の報告書へのリンクまたは参照先	a~c: — —
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明。次の事項を含む i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策（税制）に関する提言活動へのアプローチ iii. ステークホルダー（外部のステークホルダーを含む）の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス	a: — —
207-4	国別の報告	a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 b. 開示事項 207-4-a で報告した税務管轄区域のそれぞれについて i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業員数、およびこの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi. 税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項 207-4 で報告する情報の対象期間	a~c: — —
300: 環境			
GRI 301: 原材料 2016			
301-1	使用原材料の重量または体積	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による i. 使用した再生可能でない原材料 ii. 使用した再生可能原材料	a: — —
301-2	使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	a: 3-5 環境対応開発 6) 環境配慮型用紙調達の状況 p.19
301-3	再生利用された製品と梱包材	a. 再生利用された製品と梱包材の割合（製品区分別に） b. 本開示事項のデータ収集方法	a~b: 3-6 廃棄物への取り組み p.20

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 302：エネルギー 2016				
302-1	組織内のエネルギー消費量	a. 組織内における再生可能でないエネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による） f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	a~g: —	—
302-2	組織外のエネルギー消費量	a. 組織外のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による） b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	a~c: —	—
302-3	エネルギー原単位	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	a~d: —	—
302-4	エネルギー消費量の削減	a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a~d: —	—
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	a~c: —	—
GRI 303：水と排水 2018				
303-1	共有資源としての水との相互作用	a. 取水、消費、排出の方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および組織が引き起こしたあるいは助長した、あるいは取引関係によって事業、製品、サービスに直接結びつく水関連のインパクト（例：流出水によるインパクト） b. 評価の範囲、期間、使用したツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために用いた手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについて、以下を含めた記述、組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力しているか、また、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織の水と廃水に関するマネジメント方法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	a~d: 3-7 水セキュリティ	p.20
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	a. 排出される廃水の品質について設定した最低限の基準と、これらの最低限の基準をどのように決定したかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準をどのように決定したか ii. 組織内で作成された水質基準またはガイドライン iii. 考慮した業種特有の基準 iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したか	a: 3-7 水セキュリティ	p.20
303-3	取水	a. すべての地域からの総取水量（単位:千 kL）、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量（単位:千 kL）、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、および i から iv に記載された取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項 303-3-a および開示事項 303-3-b に記載された各取水源からの、次のカテゴリごとの総取水量の内訳 i. 淡水（総溶解固形分 ≤ 1,000mg/L） ii. その他の水（総溶解固形分 > 1,000 mg/L） d. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	a~d: 3-7 水セキュリティ	p.20

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
303-4	排水	<p>a. すべての地域の総排水量（単位:千 kL）、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳</p> <p>i. 地表水</p> <p>ii. 地下水</p> <p>iii. 海水</p> <p>iv. 第三者の水、および該当する場合は、他の組織の使用のために送った合計量</p> <p>b. すべての地域への総排水量（単位:千 kL）についての次のカテゴリー別内訳</p> <p>i. 淡水（総溶解固形分\leq1,000mg/L）</p> <p>ii. その他の水（総溶解固形分$>$1,000 mg/L）</p> <p>c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量（単位:千 kL）、および次のカテゴリー別の総排水量内訳</p> <p>i. 淡水（総溶解固形分\leq1,000mg/L）</p> <p>ii. その他の水（総溶解固形分$>$1,000 mg/L）</p> <p>d. 排水処理を行う、優先的に懸念される物質。次を含む</p> <p>i. 優先的に懸念される物質の定義の方法、および利用している国際規格、信頼できるリスト、あるいは規準</p> <p>ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定する方法</p> <p>iii. 排出限度に違反した事案数</p> <p>e. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報</p>	a~e: 3-7 水セキュリティ	p.20
303-5	水消費	<p>a. すべての地域での総水消費量（単位:千 kL）</p> <p>b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量（単位:千 kL）</p> <p>c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが特定された場合の水保管量の変化（単位:千 kL）</p> <p>d. どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここでは、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このために用いた方法を含む</p>	a~d: 3-7 水セキュリティ	p.20
GRI 304：生物多様性 2016				
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業拠点に関する次の情報	<p>i. 所在地</p> <p>ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地</p> <p>iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係</p> <p>iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）</p> <p>v. 事業敷地の面積（km²で表記。適切な場合は他の単位も可）</p> <p>vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴（陸上、淡水域、あるいは海洋）から見た生物多様性の価値</p> <p>vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN 保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など）の特徴から見た生物多様性の価値</p>	a: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.20 p.30
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	<p>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質、次の事項</p> <p>i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用</p> <p>ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも）</p> <p>iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入</p> <p>iv. 種の減少</p> <p>v. 生息地の転換</p> <p>vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの</p> <p>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む</p> <p>i. インパクトを受ける生物種</p> <p>ii. インパクトを受ける地域の範囲</p> <p>iii. インパクトを受ける期間</p> <p>iv. インパクトの可逆性、不可逆性</p>	a~b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.20 p.30
304-3	生息地の保護・復元	<p>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地、ならびに外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</p> <p>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</p> <p>c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における）</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件</p>	a~b: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ c~d: —	p.20 p.30 —
304-4	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	<p>a. IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数を、次の絶滅危惧レベル別に報告する</p> <p>i. 絶滅危惧 IA 類 (CR)</p> <p>ii. 絶滅危惧 IB 類 (EN)</p> <p>iii. 絶滅危惧 II 類 (VU)</p> <p>iv. 準絶滅危惧 (NT)</p> <p>v. 軽度懸念</p>	a: —	—
GRI 305：大気への排出 2016				
305-1	直接的な GHG 排出（スコープ 1）	<p>a. 直接的な GHG 排出量（スコープ 1）の総計（CO₂換算値（t-CO₂）による）</p> <p>b. 計算に用いたガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて）</p> <p>c. 生物由来の CO₂排出量（CO₂換算値（t-CO₂）による）</p> <p>d. 基準年計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む）</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理）</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	a~d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績 e~f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO ₂ 排出量の実績	p.13 — p.13

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
305-2	間接的な GHG 排出 (スコープ 2)	<ul style="list-style-type: none"> a. ロケーション基準の間接的な GHG 排出量 (スコープ 2) の総計 (CO₂ 換算値 (t-CO₂) による) b. 該当する場合、マーケット基準の間接的な GHG 排出量 (スコープ 2) の総計 (CO₂ 換算値 (t-CO₂) による) c. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃, またはそのすべて) d. 基準年計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数および地球温暖化係数 (GWP) の情報源、GWP 情報源の参照先 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、もしくは経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	<ul style="list-style-type: none"> a~d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 e~f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 	<ul style="list-style-type: none"> p.13 — p.13
305-3	その他の間接的な GHG 排出 (スコープ 3)	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の間接的な GHG 排出量 (スコープ 3) の総計 (CO₂ 換算値 (t-CO₂) による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃, またはそのすべて) c. 生物由来の CO₂ 排出量 (CO₂ 換算値 (t-CO₂) による) d. 計算に用いたその他の間接的な GHG 排出量 (スコープ 3) の区分と活動 e. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP 情報源の典拠 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	<ul style="list-style-type: none"> a~d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 e~f: — g: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 	<ul style="list-style-type: none"> p.13 — p.13
305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の GHG 排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれる GHG 排出の種類。直接的 (スコープ 1)、間接的 (スコープ 2)、その他の間接的 (スコープ 3) のいずれか d. 計算に用いたガス (CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃, またはそのすべて) 	<ul style="list-style-type: none"> a~c: — d: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 	<ul style="list-style-type: none"> — p.13
305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量 (CO₂ 換算値 (t-CO₂) による) b. 計算に用いたガス (CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃, またはそのすべて) c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG 排出量が削減されたスコープ。直接的 (スコープ 1)、間接的 (スコープ 2)、その他の間接的 (スコープ 3) のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	<ul style="list-style-type: none"> a~e: 3-3 事業活動における環境影響 2) CO₂ 排出量の実績 	<ul style="list-style-type: none"> p.13
305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	<ul style="list-style-type: none"> a. ODS の生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による) b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	<ul style="list-style-type: none"> a~d: — 	<ul style="list-style-type: none"> —
305-7	窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物	<ul style="list-style-type: none"> a. 次の重大な大気排出物の量 (キログラムまたはその倍数単位 (トンなど) による) <ul style="list-style-type: none"> i. NOx ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質 (POP) iv. 揮発性有機化合物 (VOC) v. 有害大気汚染物質 (HAP) vi. 粒子状物質 (PM) vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	<ul style="list-style-type: none"> a~c: — 	<ul style="list-style-type: none"> —
GRI 306：廃棄物 2020				
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の実際および潜在的な廃棄物関連の著しいインパクトについて、その内容を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> i. これらのインパクトにつながる、またはつながる可能性のあるインプット、活動、およびアウトプット ii. これらのインパクトが、組織自身の活動で発生した廃棄物に関連しているか、またはバリューチェーンの上流または下流で発生した廃棄物に関連しているか 	<ul style="list-style-type: none"> a: 3-6 廃棄物への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> p.20
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織自身の活動およびバリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた循環型対策を含む行動 b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどうかを判断するために使用されたプロセスの説明 c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> a~c: 3-6 廃棄物への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> p.20
306-3	発生した廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> a. 発生した廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか 	<ul style="list-style-type: none"> a~b: 3-6 廃棄物への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> p.20

300：環境		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
306-4	処分されなかった廃棄物	a. 処分されなかった廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 d. 開示事項 306-4-b および 306-4-c に記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量 (トン) の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	a~e: 3-6 廃棄物への取り組み	p.20
306-5	処分された廃棄物	a. 処分された廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分された有害廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却 (エネルギー回収あり) ii. 焼却 (エネルギー回収なし) iii. 埋立て iv. その他の処分 c. 処分された非有害廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の次の処分業務別の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却 (エネルギー回収あり) ii. 焼却 (エネルギー回収なし) iii. 埋立て iv. その他の処分 d. 開示事項 306-5-b および 306-5-c に記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量 (トン) の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な背景情報と、データがどのように集計されたか	a~e: —	—
GRI 308：サプライヤーの環境面のアセスメント 2016				
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合	a: 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合	p.34
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) d. 著しいマイナスの環境インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	a~e: 5-1 サプライヤー評価結果、5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合	p.33 p.34
400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 401：雇用 2016				
401-1	従業員の新規雇用と離職	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率 (年齢層、性別、地域による内訳) b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率 (年齢層、性別、地域による内訳)	a~b: —	—
401-2	フルタイム従業員には支給され、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当	a. 組織のフルタイム従業員には標準支給されるが、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当 (重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病欠補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点」の定義	a~b: —	—
401-3	育児休暇	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数 (男女別) b. 育児休暇を取得した従業員の総数 (男女別) c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数 (男女別) d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数 (男女別) e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率 (男女別)	a~e: —	—
GRI 402：労使関係 2016				
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 労働協約のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	a~b: —	—
GRI 403：労働安全衛生 2018				
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件によりシステムが導入されていることと、その場合は法的要件のリスト ii. リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づいてシステムが導入されていることと、その場合は、標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	a~b: 4-2 労働安全衛生	p.22

400：社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	<p>a. 労働関連の危険性(ハザード)を特定し、日常のかつ臨時的にリスクを評価し、危険性(ハザード)を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明</p> <p>i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法(それらを実行する人の能力・力量(コンピテンシー)を含む)</p> <p>ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法</p> <p>b. 労働関連の危険性(ハザード)や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明</p> <p>c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明</p> <p>d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明。プロセスとは、危険性(ハザード)を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む</p>	<p>a~d: 4-2 労働安全衛生、 4-3 作業環境のリスクアセスメント</p>	<p>p.22 p.24</p>
403-3	労働衛生サービス	<p>a. 危険性(ハザード)の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明</p>	<p>a: 4-2 労働安全衛生、 4-3 作業環境のリスクアセスメント</p>	<p>p.22 p.24</p>
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	<p>a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明</p> <p>b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由</p>	<p>a~b: 4-2 労働安全衛生</p>	<p>p.22</p>
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	<p>a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる</p>	<p>a: 4-2 労働安全衛生</p>	<p>p.22</p>
403-6	労働者の健康増進	<p>a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するか説明、および提供されるアクセスの範囲の説明</p> <p>b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明</p>	<p>a~b: 4-4 働きやすい職場</p>	<p>p.25</p>
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と軽減	<p>a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、軽減するための組織のアプローチ、および関連する危険性(ハザード)やリスクの説明</p>	<p>a: 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合</p>	<p>p.33 p.34</p>
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	<p>a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか</p> <p>i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	<p>a~c: 4-2 労働安全衛生</p>	<p>p.22</p>
403-9	労働関連の傷害	<p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性(ハザード)。次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたのか</p> <p>ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは助長したのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間 200,000 時間もしくは 1,000,000 時間あたりに基づき計算された割合かどうか</p> <p>f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	<p>a~b: — c~d: 4-2 労働安全衛生 e~g: —</p>	<p>p.22 —</p>

400: 社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所
403-10	労働関連の疾病・体調不良	<ul style="list-style-type: none"> a. すべての従業員について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など 	a~b: — c~d: 4-2 労働安全衛生 e~g: —
GRI 404: 研修と教育 2016			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	<ul style="list-style-type: none"> a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による） i. 性別 ii. 従業員区分 	a: —
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント 	a: 4-5 研修・教育 b: —
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	<ul style="list-style-type: none"> a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に） 	a: —
GRI 405: ダイバーシティと機会均等 2016			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30 歳未満、30 歳~50 歳、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30 歳未満、30 歳~50 歳、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） 	a~b: —
405-2	基本給と報酬の男女比	<ul style="list-style-type: none"> a. 女性の基本給と報酬の、男性の基本給と報酬に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に） b. 「重要事業拠点」の定義 	a~b: —
GRI 406: 非差別 2016			
406-1	差別事例と実施した是正措置	<ul style="list-style-type: none"> a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の是正計画 iii. 実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が必要となった事例 	a: —
GRI 407: 結社の自由と団体交渉 2016			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して報告する i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策 	a~b: —
GRI 408: 児童労働 2016			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による） i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策 	a~c: 4-5 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針
GRI 409: 強制労働 2016			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して報告する i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策 	a~b: 4-5 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針
GRI 410: 保安慣行 2016			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か 	a~b: 4-5 研修・教育、 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合、 6-1 法令遵守・企業の社会的責任の方針

400: 社会		要求事項	サステナビリティレポート 2024 での該当箇所	
GRI 411: 先住民の権利 2016				
411-1	先住民の権利を侵害した事例	a. 報告期間中に、先住民の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置 (次の事項を含める) i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の是正計画 iii. 実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	a~b: —	—
GRI 413: 地域コミュニティ 2016				
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施 (次のものなどを活用して) した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会的インパクト評価 (ジェンダーインパクト評価を含む) ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会的インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	a: 3-7 水セキュリティ、 4-7 地域コミュニティ	p.20 p.30
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) を及ぼす事業所	a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの)	a: —	—
GRI 414: サプライヤーの社会面のアセスメント 2016				
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合	a: 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合	p.34
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) d. 著しいマイナスの社会的インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	a: 5-1 サプライヤー評価結果、 5-2 サプライヤー行動基準の受領書 受付件数・割合 b~e: —	p.33 p.34 —
GRI 415: 公共政策 2016				
415-1	政治献金	a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額 (国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法 (該当する場合)	a~b: —	—
GRI 416: 顧客の安全衛生 2016				
416-1	製品・サービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	a. 重要な製品・サービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のためにしているものの割合	a: —	—
416-2	製品・サービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a~b: —	—
GRI 417: マーケティングとラベリング 2016				
417-1	製品・サービスの情報とラベリングに関する要求事項	a. 製品・サービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているかどうか i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物 (特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの) iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、あるいは社会的インパクト v. その他 (詳しく説明のこと) b. 重要な製品・サービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合	a~b: —	—
417-2	製品・サービスの情報とラベリングに関する違反事例	a. 製品・サービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a~b: —	—
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	a. マーケティング・コミュニケーション (広告、宣伝、スポンサー業務など) に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a~b: —	—
GRI 418: 顧客のプライバシー 2016				
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏えい、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	a~c: —	—